

第11回世羅郡三町合併協議会

会 議 録

日 時 平成15年8月25日 (月)

13時30分

場 所 甲山町保健福祉センター

世羅郡三町合併協議会

第 1 1 回世羅郡三町合併協議会会議録

召集年月日	平成 15 年 8 月 2 5 日 (月)				
召集の場所	甲山町保健福祉センター				
開会日時	平成 15 年 8 月 2 5 日 (月)				
議長	上 本 仁 志				
会議録署名人	黒木 武彦	後藤審三郎	奥田 正和		
甲 山 町		世 羅 町		世羅西町	
委員氏名	出欠	委員氏名	出欠	委員氏名	出欠
山口 寛昭	○	松山 理人	○	上本 仁志	○
水間 茂	○	後藤審三郎	○	松岡 明衛	/
小川 信晃	○	藤井 忠孝	○	井上 忠則	○
豊田 勲	○	徳光 義昭	○	前原 春夫	○
鈴木 道弘	○	新井富士男	○	前迫喜久真	○
岡本 明美	/	坂東 辰男	○	岡田 桂子	○
石岡 省吾	○	梶川 耕治	○	田丸 克之	○
田坂 陽美	○	真野 綾	○	井上 幸枝	○
黒木 武彦	○	寺田 弘美	○	横山 昇司	○
荒瀬 聖子	○	松村 明美	○	奥田 正和	○
井口 紀介	○	幾島 文江	○	溝上 春雄	○
檜谷 睦宏	○	蔵敷 広之	/	三木 俊三	○
1 1 名		1 1 名		1 1 名	
委員総数 3 6 名 / 出席委員 3 3 名					

顧 問					
顧問氏名		出欠	顧問氏名		出欠
小島 敏文		/	横山 泉		○
監査委員					
監査氏名		出欠	監査氏名		出欠
橋本 武生		/	田中 修三		/
			野曾原文男		/

第 1 1 回世羅郡三町合併協議会会議録索引

事件番号	会 議 事 件 名	ページ
	開会	1
	会長あいさつ	1
	会議録署名委員の指名	2
協 議 事 項		
協議第 12 号の 2	新町の事務所の位置について（継続協議）	2～24
協議第 49 号	条例、規則の取扱いについて	24～29
協議第 50 号	使用料、手数料等の取扱いについて	29～33
協議第 51 号	特別職の身分の取扱いについて	33～40
協議第 52 号	学校教育関係の取扱いについて	40～66
協議第 53 号	第 12 回世羅郡三町合併協議会の日程について	66～67
提 案 事 項		
協議第 39 号の 2	保健衛生の取扱い（その 2）について	67～70
協議第 54 号	社会教育関係の取扱いについて	70～74
協議第 55 号	地域活動等の取扱いについて	75～78
協議第 56 号	新町建設計画（その 1）について	78～85
	閉会	85～86

午後 1 時 3 0 分開会

○山口事務局長 定刻の午後 1 時 3 0 分が参りましたので、ただいまから第 1 1 回世羅郡三町合併協議会を開催させていただきます。

本日は、皆さんにおかれましては大変お忙しい中、第 1 1 回協議会にご出席いただき、まことにありがとうございます。

最初にお断りを申し上げておきます。第 1 1 回開催通知文書に不手際がございました。深くおわびを申し上げます。

会長あいさつの前に本日の会議の出席状況についてご報告いたします。

本日の委員の出席者数は、委員総数 3 6 名のうち 3 3 名となっております。したがって、本日の会議は協議会規約第 1 1 条第 1 項の規定により、会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、協議会会長の上本世羅西町長がごあいさつを申し上げます。

○上本会長 第 1 1 回合併協議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

お盆を過ぎたころから残暑がととも厳しくて、湿度も高く暑い日が続いております。委員の皆様におかれましては、いかがお過ごしでございましたでしょうか。今、実りの秋を控えて今年もまだまだ暑さは望まれていると思いますが、今朝の新聞を見ますと、世羅ナシも糖度が十分に乘っており期待を持てるとありました。一安心するところですが、これからは米の作柄がどうであるか気になるところであります。

また、本日も顧問として尾三地域事務所長の横山様にもご同席いただいております。ご助言の方をお願いいたしましてお礼を申し上げます。

さて、合併協議会も順調に進めさせていただいております、この際、感謝を申し上げます。これからの協議の内容もより大切な項目へとなるというように思われます。

また、9 月下旬から 1 0 月上旬にかけては、各町において新町の合併建設計画の住民説明会も開催させていただき計画でありまして、日程もよりきつくなりつつございます。したがって、9 月には 2 回の協議会の開催も余儀なくされておるところでございます、委員の皆さんの積極的なご協議によりまして、順調のうちにも遺漏なく確認作業が終えるようお願い申し上げましてあいさつとします。ありがとうございます。

○山口事務局長 ありがとうございます。

それでは、規約第 1 1 条第 2 項により、会長が会議の議長となるとなっておりますので、以後の進行につきましては会長と交代いたします。

○上本会長 それでは、規約の定めによりまして、これより会長が議長となり議事を進めさせていただきます。

次第3の(1)、会議録署名委員の指名について、世羅郡三町合併協議会会議運営規定第8条の会議録署名委員の指名を行いたいと思います。

それでは、会議録署名委員の指名は、まことに僭越でございますが、順番で各町から1名その都度指名させていただくということで、本日第11回協議会の会議録署名委員には、次の方をお願いしたいと思います。甲山町黒木委員、世羅町後藤委員、世羅西町奥田委員の3名の方を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

続いて、次第3(2)の協議事項に移ります。

協議第11号の2新町の名称については、継続協議となっておりますので、直ちに協議に入ります。委員さんの皆さんの中から何かご意見ございますでしょうか。随時、発言してください。

ありませんか。1カ月、先般小委員会の方で決めていただいた5つの候補者について、それぞれ地域の中でも新聞報道に取り上げられましていろんな議論があったと思います。それで委員さん方におきまして、そういう中でこの1カ月の間、いろんな思いも、また整理もされてきておるとは思いますが、発言をお願いしたいと思います。

黒木委員。

○黒木委員 甲山町の黒木でございます。前回もちょっと申し上げたんでございますが、小委員会におきまして5つの候補を選定いたしました。前回報告があったとおりでございます。私も小委員会のメンバーであったわけですが、いろいろと皆さんと意見を交換していく中に、やはり自分の意見だけでなく、他の方のご意見を聞くということは非常に大切なことだと思つづく思つたわけです。したがって、今日のことにつきましては、やはり各委員が率直な自分の思いを述べていただいて、それを皆様と一緒に意見の交換をしながら、協議もしながら、できればまとまればいいんですがと先般も申し上げたわけですが、そのような形でひとつ進めていただくことがいいのではないかと思うわけです。そのうちに、5つのうちに2つとか3つとか、それぞれの共通理解があつて、そこから先どうにもならないというときには、この前のご提案にもございましたような形で進めていただくことがいいんじゃないかと、このように思うわけです。そういうふうに思います。

私の思いを先に言いましょうか。ちょっとそれはまあ置かせていただきます。

○上本会長 ただいま黒木委員の方から町名を決めることだから、みんなでいろいろ発言

していこうという趣旨の発言であったかと思えます。そのことを踏まえてご発言いただければと思います。よろしくお願いいたします。

寺田委員。

○寺田委員 世羅町の寺田です。私は、次の3点からして世羅町を推すものであります。その一つの理由は、第1点目ですが、世羅郡三町は過去から現在に至るとるわけですが、世羅高原6次産業に始まりますいろんな農産物、特に世羅郡三町は農業の町でもありますし、そういったブランド的な知名度がある程度定着をし、そのことによって農業の振興もかなりの効果も上がっておるのではないかという理由が第1点であります。

それから、2点目ですが、全国的に言いまして、世羅という名称はかなり知名度があると思えます。駅伝の世羅高を初めいろんな面で世羅の知名度は、全国的には大きなもんがあるであろうかというように私は思えます。

最後にもう一点目につきましては、まず世羅郡の中に位置するのが世羅町という思いもしております。

以上の3点の理由によって、私は世羅町が適切ではなかろうかというように思えます。

以上です。

○上本会長 ありがとうございます。具体的に寺田委員の方からご発言がございました。そのほかはございませんか。

小委員会で議論をしておりますので、半分の方は随分議論をいただいておりますので非常に難しいかと思えますが、そのことを忘れて、ひとつこの協議の中で決めていくんだということで積極的な発言をお願いいたします。

溝上委員。

○溝上委員 世羅西の溝上です。実は、私は新しい町が誕生するということで、旧町名は使わないと、こういう気持ちでございました。そしてまた、そういう方向で選んだわけですが、住民の皆さんのいろんな意見をその後聞いてみますと、やはり世羅の名前は残すべきだということでございます。いわゆるなれ親しんだ世羅という名前ならば違和感がなく、すんなりと受け入れられるということでございましたので、新しい町名にはこだわらないというふうな結論をしたわけでございます。したがって、旧町名でこれは甲山町、世羅町と2つあるわけですが、やはりなれ親しんだ名前ではよかろうという気持ちになっております。

○上本会長 ほかにご意見、発言ございませんか。

佐藤さん。

○佐藤委員 甲山町の佐藤です。ちょうどお盆休みということもありまして、ちょっとこの内容について同窓会などで聞いてみたんですけども、若い人の意見はどうかかなと思ひまして。5町の名前の中で大田庄町、美咲町といった名前は耳なれないので、町外、甲山をふるさとにしている者の中からは余り耳なれない言葉は嫌だなという意見がありました。

それと、世羅高原はというので聞きましたところ、若い者は未来もっと世羅というところが伸びやかに育ってほしいと思ったときに高原がついちゃうと、何かずうっと田舎で過疎地のようなイメージがしてしまうから、高原はつけない方がいいんじゃないかっていう意見がありました。そして、じゃ世羅町と甲山町でどちらがいいですかって聞きますと、やはり甲山の出身なので甲山が残ればいいんですが、広島に行ってる者とか東京とか街に行ってる者も多くて、そうしますと遠くから見ると甲山よりやっぱり世羅の方が知名度が知れてるので、別に世羅町で決まっても構わないという意見でした。だから、甲山町の出身なので甲山が残ればうれしいんですが、世羅町でも構わない。その方が知れ渡ってるから、もしそれがいいのであればそれでいいんじゃないかという意見を聞かせてもらひまして、私も甲山か世羅かという名前が残ればうれしいなと思ひました。

○上本会長 ほかに。

今、世羅、世羅と続いていますんで、それ以外のことが少し言いにくいという雰囲気もあるかと思いますが、その点は皆さん方はもう委員として責任あるはずなのでしっかり発言していただきたいと思ひます。

どうぞ、松村さん。

○松村委員 世羅町の松村です。私も名前の方の小委員会へ属していたので、そこでも何度か言わせてもらったんですが、やはり先ほど寺田さんも言われたように、私はナシを作っていますが、世羅ナシの名前でずっと長年苦勞してブランド作りに努めてきました。それがナシだけじゃなくて、いろんな産品、アスパラとか米とかいっぱいそういう産品のブランドづくりに努力してきた人がいっぱいいると思うんですが、それを今真っ白にしてしまつて、新しい名前でブランド作りをするということは、すごい大きなエネルギーとか年数がかかると思ひます。だから、それをどうしても残してほしいと思ひて世羅町がいいと思ひます。

それと、私のところの山の駅にたくさんの方が来られるんですが、その人たちに、町外

から来られる人にちょっと話をちょこちょこ聞いてみたんですが、それはやっぱり世羅でしようという人が多かったように思います。

○上本会長 ありませんか。

豊田委員。

○豊田委員 甲山はちょっと遠慮しとって黙ったんですが、やっぱり甲山はもう既に甲山町という名前になってもう百七、八年もたつと思うんですね。一番歴史が長い、県内でもそういう町としては古い方です。尾道市と並んでそういう明治31年に多分甲山町になったはずなので、甲山町というのは大体広島県どこへ行っても大体名前を知らない人はいないというぐらい、大体行き渡っていると思います。世羅郡ももちろん古くからそういう名前ちゃんとありまして、世羅郡はちゃんと残るわけですから、甲山町にしても別に世羅郡の農産物が売れなくなるようなことじゃないと思うんです。どこも自分の町のことを思うのは当たり前と言ってもいいし、自然だと思うんで、甲山町の者がよその名前を言うというのも不自然ではありますが、甲山の名前は大体古くから知れとるし、県内でも、例えば甲山警察署にしても何々甲山の名前が非常に多いし、今高野山を中心に発展をした世羅郡のやっぱり中心地は甲山で来ていると思うんです。そういう点で、甲山を選んでいただければと思います。勝手なことを言うようですが、まあひとつご理解をお願いします。

○上本会長 少し優しくお答えいただいたようですが、希望であるというようなことでございますが。

ほかにございませんでしょうか。

黒木委員。

○黒木委員 私は小委員会で属しております、最初のお話をするときに自分の考え方をまとめてみたわけです。先ほど溝上委員がおっしゃいましたように、私も当初各委員が5つ出そうと、そしてそれを持ち寄って第1案をするときに、やはり新しい町になるんだから、よその状況を見ても、もう公募の時点で現在ある町名を使わないというふうな決め方をしておるといふところも話がありました。しかし、公募するには自由に言っていただきたいということで、私は強く主張した者の一人なんです。ところが、自分が名前をつけるときにはどうだろうかなと思ったときに、甲山、世羅以外に何かいい名前はないかなと、こう思いました時に、実は大田庄がピンと来たわけでございます。大田庄といますのは、ご存じの方が多いわけですが、12世紀の中ごろに備後の国の大田庄として中世における荘園として成立し、以後栄えてきたわけでございます。

昭和30年の合併にその大田庄の桑原方と大田方との境、言うならば旧甲山町と旧東大田村が境であったわけですが、それが30年の合併のときに、もう大方甲山と東大田は一緒になると、だれが見てもこの連担地域は一つの町だろうと思っておったんですが、それが合併ができなかった。その大田方と桑原方の境が今も依然として残っておるわけです。しかし、今回の平成の合併によってこの境がとれて、世羅郡が一つになろうかとしておる時に、この大田庄をひとつ名前にしたらどうだろうかと、こう思ったわけです。甲山町、世羅町の名前も捨てがたいんですが、私は今甲山町に住んでおります。実は、この間お盆に私の兄が東京におるんですが、1週間ばかり来ました。話をしましたら、ちょうど私の兄はちょうど東村で生まれまして、そしたら兄は即座にそりゃ甲山だよと、こう言うんです。というのが、東京へもう兄は50年からおりますが、そりゃ世羅も今はいろんな方面で有名になってますが、古くからはやはり甲山だよと、こういつて言うんですね。しかし、そりゃまあ当然だと思っておりますが、私はそういうことで、まず第一に大田庄というふうにしたらどうだろうかなと、こう思ったわけです。

それで、そうは言いながら、甲山のことを思うと、この間御調で石標（しるべ）が見つかりましたね。尾道が残り、三次がそのまま残り、さらに出雲へ行って真ん中の甲山が消えてなくなるというのは、物すごく寂しいという思いもございます。

そこで、最初にちょっと申し上げましたように、私も実はどれがいいかというようなこと、これ悩むんです。それで、ひとつ皆様方のご意見を聞きながら、円満にこの新町の名前がつけばいいんだがなと、こういうふうにしておる次第でございます。

○上本会長 それぞれ意見もいただいてございます。まだまだご発言をいただきたく思いますので、よろしくお願いします。

ほかにございませんか。

気持ち的には、大体自分ではこの線だろうかというぐらいのことはお決めになっておられる方、もし気持ちだけでもありましたら、ちょっと意思表示をしていただければ、いかがでしょう。

大方のところ、自分なりの意見をもとに決めていらっしゃるというようなことも今のジェスチャーからお測り知ることができました。まだまだ発言もいただきたく思いますので、遠慮なく思いを言っていただくことが、また皆さん方のご理解をいただける最短の近道だと思いますので、よろしくお願いします。

○上本会長 徳光委員。

○徳光委員 世羅町の徳光です。小委員会の名称の方の委員へ属しております、どうかとも思いますが、やはり合併後の町づくりを考えると、新しく興していくということになると、非常に今後地域間競争とか非常に厳しいことが想定されます。やはり、先ほどから世羅町の委員さんからもございましたし、3町の共通であります世羅という名前をどうしてもこの新しい町名として地域間競争に打ち勝っていきたくと。世羅町をぜひ推薦申し上げます。

○上本会長 幾島委員。

○幾島委員 世羅町の幾島です。先ほどからたくさんの世羅町の町名が出ておりますが、私もぜひ世羅のブランドのこのいい世羅町の名称を残していきたいなと思っています。

さて、そこで4ページに新町名称の公募された数値が出ているんですが、このことに余り触れるのはよくないだろうと思うんですが、やはり選ばれた方の数字というのはかなりあります。この数字を見たときに、やはり選ばれた人たちに世羅町がこういう理由で選ばれたんですよと、胸を張って言っていきたいと思っております。そういう選ばれた方にもこのことが伝えたいし、そして世羅町のブランドを必ず残るだろうと期待しながら今日は意見を言わせていただきました。

○上本会長 どうですか。少し世羅、世羅というのが強く出ておりますんで、もしその反対の意見が言いにくくなっておる雰囲気もあるかと思いますが、そういうことはございませんので、どうぞ。

前迫委員。

○前迫委員 世羅西の前迫です。失礼いたします。非常に世羅、世羅という数字が今出ておるわけですが、公募の内容を見ますと、やはり大変今回残念なのは、もっと4,000通とか5,000通とか応募があるのではなかろうかというように感じておったんですが、非常に少なかったということは非常に残念だと思うんですが、これもいたし方がないんですが、先ほどもいろいろお話は各委員さんからあったわけですが、旧町名は使わないとかという初めそういう気持ちでおったとかいうようなことも二、三出ておりましたが、私は、新しくこうして3町が合併をして町を作るんですから、新しい名称がいいのではなかろうかという考えがもともとからありまして、今回具体的に申しますと大田庄町がこうして5つの作品の中選ばれておる。これはいいことだというように私は思っておりますし、既に今、選定の理由なんかにも中世からの大田庄としてのこの地域が栄えたということも抱えておりますし、いわゆる今の皇太子ですが、これがまだ学生時代に世羅西から世

羅町、甲山と、大田庄の歴史を研究されて来られたことが以前あったわけですが、これらからしてみましても、全国的に大田庄は非常に荘園として有名なところだというように思うわけですが、この名称を生かすということもやはり世羅郡の発展にもつながるんじゃないかなと。いわゆる30年に合併してから今日世羅町、世羅西というのは新しい名称にしたわけですが、これもやはり30年にしてこうして皆さんが努力されて一つの成果を上げたというようなことがあります、やはり私はこうした中世からある名称をもう一度生かしてこの地域の発展のためにも使ってもいいんじゃないかなと。というように考えるとこなんですが、皆さんのお考え、それだけあると思うんですが、私は非常に郡民の方にも説得できる名称ではなからうかと、ご納得いく名称でなからうかと。というように大田庄町はというように思っております。

以上です。

○上本会長 ほか。できるだけ1回は発言するという勢いでひとつお願いしたいと思いますが、井上委員。

○井上（幸）委員 世羅西の井上です。名前を公募したときに、世羅西町というのが一つもなかったのです。非常に寂しい思いをしましたが、世羅西町の町民として考えたときに、多分世羅西町という新しい町名になるのは可能性が薄いんじゃないかなというように考えのもとであったんじゃないかなと思います。それならば、一応なれ親しんでいる世羅って名前が残るんであれば世羅町の方がいいかなというように考え方の人もたくさんいらっしゃいます。それと、私も農業をずっとやってきましたから、一番の理由の知名度ですね。ブランド作りですか、そういうところに物すごく大変なエネルギーが要りますし、松村委員がおっしゃったように非常な年数がかかるわけで、これをまた新しいブランド名を作って知名度を上げていくというのは、非常に大きなエネルギーが要ると思うので、世羅町という名前にすればすんなり肌合うような生活ができるんじゃないかと思いますが。

○上本会長 檜谷委員。

○檜谷委員 甲山町の檜谷です。私は、こういう言い方をすると甲山町の出身ですから甲山がいいって思われるかもしれませんが、今世羅郡の中での意見というのは皆さんが言われたとおりで思うんですが、県内、私ねやはり世羅郡から外へ出たときから新しい新町を見たときに、私はちょっと仕事の関係で出張が多くてあっちこっちに行くんですが、標識がもう甲山という標識が圧倒的に多いわけ。2号線なんかでもほとんど甲山という

標識がほとんどであります。新しく今度尾道から松江線につきます陰陽の高速道路ができます。この道路でも甲山インターというのがもう決定をされています。要するに、そういった交通の窓口っていうのは甲山というのがもう決定的になろうと思うんです。そうすると、町名は世羅町、そういった窓口は甲山、要するに2つの名前が存在をして複雑になると思うんです。私は、世羅という今の井上委員がおっしゃったように、確かにブランドが必要だろうと思うんです。それは世羅郡という決定的に残る郡名がありますので、農産物とか世羅のブランドというのは、決して打撃を受けないだろう。むしろ、それはそれで残っていくんだと。町名については、やはりそういった外からと、やはり甲山というのはあくまでも旧大字ですから、非常に重要性があると思うんですね。仮に、世羅町と新しい名前が決まっても甲山という呼び名は恐らく消えないだろうと思います。甲山と言われるでしょう。ですから、私は甲山というのが一番無難な線じゃないのかなと、私自身そう思っています。

○上本会長 いかがでしょうか。発言ください。

人それぞれ立場立場もあるでございましょうし……。

どうぞ、井口委員。

○井口委員 甲山の井口ですが、世羅という語源は、甲山町小世良の小世良八幡神社から発祥の地で、小の字を取って世羅という名前ですとっておるわけですが、世羅という字も非常に昔から古い名前がいい名前でございますが、世羅郡世羅町となると先ほどから何回もおっしゃってますけど、2通りになるわけですね。この点甲山町の場合でしたら、町制をひかれたのは1619年、非常に県下でも数えるほどしかない町制をしかれたわけです。そういうふうな歴史的なこともございますし、また、字画、デザインが簡単でいいんです、書くとしても。世羅郡世羅町と書きようると随分字画が多ございます。やはりそういうふうなデザイン的なこともあろうかと思えます。裏から読んでも表から読んでも甲山町というのはいいんじゃないかと思えますが。そういう町名の選定理由の中にも書いてございますとおり、甲山町の方がよろしいかと思えます。世羅という名前は何回も言いますが、世羅郡残るわけですから。

以上です。

○上本会長 それぞれいろんな立場での考え方、述べていただいております、こうしてしっかりお話をいただくことがこれから皆さん方で決めていく一つの大きな糧になりますんで、できるだけちゅうちょせずに思いを述べていただくことをお願いしたいと思いま

す。

真野委員。

○真野委員 世羅町の真野です。選定されるときに、決められるときに数の多さではないということが話にはあったと思うんですが、今回住民の方の貴重な意見を大切にしてこれだけの差が出ているのですから、私は住民の方の意見を大切にして世羅町がいいと思います。

○上本会長 ほかに、発言はございませんか。

意見がとまるということは、私も非常に困るんです、正直言って。じゃどうして決めましょうかという議論に入っていきたいとなりますんで、まだそう簡単にすぐこうした町名なんで、決めていくのはどうかという思いもございます。せっかくこうした機会に委員に選ばれておりますんで、どうか発言をいただきたいと思います。

田丸委員。

○田丸委員 世羅西の田丸といいます。先ほど応募が数の多さで住民の方のご発言もあったんですが、私は小委員会の名称のメンバーとして、数にはこだわらないというのが最初の申し合わせ事項の中がありました。私はやはり数でいけばどうしても人口比率の多い順なことでも旧町名も構わないということで応募をかけてあるわけですから、そういった形になるのではなかろうかというふうに思っておりました。やはり、新しい町村、新しい町をつくるんだという考えの中から、やはり新町にふさわしい名前を考えてほしいという願いが当初から私にはありました。いろいろ協議重ねていくうちに最終的に5項目になってまいりましたが、委員会の中でもやはり旧町名を残した方がえかろうという意見もあって、意見を重ねていくうちにやはりそういったことも理解していかないとはいけんのじゃないかなというふうな思いもいたしました。自分としては、これがいいなというのはありますが、そこら辺も含めて皆さん方よく検討していただければと思います。

○上本会長 奥田委員。

○奥田委員 世羅西の奥田です。私も委員会に所属しておった関係上、この5つを選ぶのに、いろいろ悩んだあげく、当初頭の中に旧町名を使わない方がいいということがかなり根付いてまして、最後の最後までちょっとあがこうかなと思ったんですが、最終的に皆さんの意見を聞きながら、しょうがないというところで旧町名が2つ入ってきたわけです。そういった中で、今さっきから皆さんの意見を聞いてる中では、どうしても甲山町と世羅町とが突っ張り合うというような形になって、もし私がほかの候補からくらがえしてしま

えば、どっちかに転げちゃうなという雰囲気でおります。

基本的に世羅郡の中で世羅西にいましたもんで、どうしても世羅の西町という呼び方でよく呼ばれたりしました。別に友人たちと話す中でも、世羅町で構わんじゃないかという意見もたくさんいただきました。その中で、私はあえて世羅高原もいいよっていうふうに答えてきたんですが、この2つがどうも突っ張り合って、いまだに先ほどから手もよう挙げんかった状況です。どっちに転ぼうが、ちょっと気分的にはどちらでも構わないなというところはあるんですけども、どうも皆さんの意見がたくさん出てくるうち、そりゃいろいろ考え方はあるもんだなというふうに思いました。

今日たまたまちょっと東京の方と電話したんですが、こうやま町と言われまして、ちょっと違うんですよと言ったんですが、できりゃ覚えてくださいねとこっちからも反対に言ったところです。知名度はあると思うんですが、もうちょっと売り込むんならちょっともっと今度は頑張りが必要じゃないかなというところ、もちろん世羅についても羅を説明するのにかなり難しいというところで頭の中にもありました。私にとってはそういうことは関係なしにもうとにかく新町でありさえすれば、名前はもうスムーズに決まった方がいいなというところで思いがあります。

○上本会長 坂東委員。

○坂東委員 世羅町の坂東です。私も実は小委員会の方でいろんな検討をさせていただきました、5つの候補を出させていただきました。世羅町だから世羅町という意見になるのかもわかりませんが、私は世羅郡が一つになるんだから世羅町がいいと思ってます。既存の町名という意識は全くございません。世羅郡を一つにまとめていって、新しい町をこれから創っていこう。各地、各町の特徴を生かしながら世羅町としてやっていこうという思いがありますんで、世羅町というのを推薦させていただきます。

イメージ的には、私としては世羅高原というのが一番合ってるなと思ってたんですが、地形的にどうしても500メートル切ってるということで、地形上では世羅台地町になっちゃうと。神石が先に高原町をつけましたんで、その次っていうのは何か変なような気がするというものがあるんですが、先ほど農産物で世羅というイメージを相当長い期間かけて作ってこられたという話もありました。世羅というのが一つの商品になっている、ブランドになっている。県外に対してアピールできると。国内外、海外というものもどうかわかりませんが、スペイン語でセラというのよく使ってますが、スペインにもセラというのはあるらしいです。そこらを考えて、海外のことはどうでもいいんですが、今まであつ

た郡という一つの単位を一つにまとめるという、一郡一町になるわけですから、世羅っていうのをぜひとも残していきたいなと思っています。

それと、漢字が書きやすいか書きにくいという話がありました。実は、応募の中にもせらっていう平仮名ございました。小委員会の方ではいろんな意見があったんですが、漢字の文化っていうのをやはり残していかなきゃいけないだろうと、さいたま市が平仮名でさいたま市になってますけど、うちの子どもが小学校1年生ですが、さいたま市だけ読めます。それも何か物足りないなという意見も私自身持ってましたんで、漢字にこだわらせていただきました。書きやすい、難しいという意見もありますが、日本の文化である漢字を残して、今後一つの町をまとめて作っていくという意味で、世羅町を私の思いとしては持っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○上本会長 岡田委員。

○岡田委員 世羅西の岡田です。先般、世羅西に女性会があるんですが、その女性会の寄ることがありまして、今町名を決めるちょうど時期なんですけど、この間も広報に載ったからどんなんがみんないい思うてと聞きましたところ、もう即座にそりゃ世羅郡じゃけえ世羅町よいうてからに、いとも簡単にみんな言われます。いとも簡単に言われるというのがやっぱし世羅郡を残したい、世羅町の町じゃないんですよ、世羅郡全体で世羅というイメージを残したいというのが皆さんの気持ちのようでした。先ほど言われたように、標識は甲山というのがよう出とるよとって私も言ったんですが、まあそれは今から新しい町ができたなら標識は世羅に直されるじゃなあというてからにいうような話でございました。私も一応世羅郡なので、世羅町が無難なんじゃないだろうか。今までもずっと先ほども言われておりますようにブランド名も世羅のブランドでいろんなものが売り出されておるわけでございますので、ひどう無理があるんじゃないんじやなかろうかというように思っております。

○上本会長 ほかにございますか。

小川委員。

○小川委員 甲山の小川です。私も実は小委員会で5点を決めさせていただいたわけなんですけど、甲山町の出身ですから何とか甲山で、甲山町でありたいわけなんです。私も実は他の方へ、地区へ回って見ましても、町外から出ると世羅町か甲山町かどちらがいいかなというように話を聞くと、どうしてもそのそんなに世羅町、甲山町にこだわる必要ない

んじゃないかという意見が大多数あるわけですね。今、町内においては、事務所を甲山町に一応確認された中で、甲山町を推して町名まで甲山町というのは、やはりちょっと難しいんじゃないかという意見も実はあります。自分自身としては、昔からの甲山町がいいわけですが、なかなかそこら辺の歴史的な問題といいますと、甲山町に落ち着くだろうと思うんですが、この5点の中で旧町名が2点、あとは新しい町名があるわけですね。黒木委員さんが申されましたが、ここでさまざまな形で自分のどうしても腹の中で決めとるその町名をさまざまな皆さんの方からのご意見を聞いて、なかなかそれを理解すればいいんですが、自分の腹の中で決めとるものはなかなか撤回というか、なかなかそれ変えにくいとも思うんです。

旧町名が2点、あとは新しい町名ですが、まだこれから皆さんの意見を聞かれる中で、これからのやり方として私は記名でもいいんですが、2点に絞ってこうして記入をさせていただいてある程度もう少し絞って点数を少なくした上で決めていくという方法を考えたらどうじゃろうかなと、そのように思うんですが、いかがでしょうか。

○上本会長 水間委員、ありますか。

○水間委員 甲山町の水間でございます。いろいろ意見がたくさん出ておりますが、非常に和やかな今日の会議で、非常にいいというふうに思うんです。どなたかがおっしゃいましたが、実は私も期待をしておりましたが、案外応募者が少なかったというふうなこと。また、私も地域でも、また、昨日もちょうど100戸余りの大字ですが、あそこのニュージールランド村のあるところへひとつ視察研修に行こうというふうなことで行ってまいりました。そこで、あそこにご案内の人もいると思いますが、辻駒さんという非常に弁のいい、また指導者がおられますが、その人の話を伺って帰ったところでございます。そうしたところで、新しい町が世羅郡にも生まれるわけですが、そうした中でやはり地域はひとつ地域でできることをやっていかにやこれからいけんのじゃというふうな辻駒さんの話を聞いて、また自分らもそういうふうな話をしながら、またバスの中で、また昼を食べながら話して帰ったところでございます。

この本論ですが、名前というのは、やはり名は体をあらわすというふうなことが言われておまして、非常にこれにこだわるというまいしょうか、そうすると非常にまたいろいろ議論もたくさん出てくるというふうに思いますが、どうもこの一般に私も昨日もそうした中でも、また今までも地域の皆さんからのご意見も聞いておるんですが、余りそう強くこだわる人が少ないのかなというふうに思います。中には、異常にこだわっておられる方が

ございまして、特に私も甲山でございまして、甲山のある方から甲山という名前がないようなこっちゃ、われらはとてもあんたら支持はできのんでと、こういうふうなこともあるわけなんです。あるわけなんです、実際こうして多くの住民の皆さん方のご意見を伺ってみると、余りそうでもないのかなというふうにも思っておるところでございます。

名は体をあらわすということがどういうことなかなというふうにも私もちよっと思んですが、やはり人間の将来性というんでしょうか、そうしたことなり、またやはり歴史性というふうなものが言われるように、ちよっと思んですが、そういうふうなことから、私は昭和30年の甲山町、新生甲山町の合併のときには三川でございまして、もちろんそのときにはそのような選挙へ加わるようなことでもございませんでしたが、非常にそのときには、特に三川の地区では合併問題で名前のことじゃ余りなかったんでしようが、大変な騒動になりました。特に、伊尾地区あたりでは本当に隣近所で甲山派じゃ上下派じゃというふうなことで、大変なそうした騒動が起こったのを聞いておりますが、非常に今はそういうふうな状況じゃなしに、このように非常に和やかな中で協議が進むというふうなことについて、私も非常に世羅の皆さん方、非常にこうした合併に関心を持ちご理解をいただいておりますというふうなことを思うところでございます。この名前につきまして、私もそういうふうなことから余り大きくはこだわらんでいいんじゃないかなというふうなことを最近思ったところでございます。私も30年からずっと甲山、住所地を書くときに世羅郡の甲山町、甲山町の私は東上原ですが、そういうふうな書き方をしてくるんで、なれ親しんだということになると、どうしてもその甲山というふうなことにもなります。

もちろん、これは一つの行政のそうした進め方だろうというふうにも思んですが、一つの甲山町の施策の中で、いろんな県の出先なり、また国の出先なり、そうしたものを非常に甲山の地へ集中をされております。そうしたところが全部何々甲山支所とか、甲山の法務局であるとか、警察署であるとか、銀行も甲山支店というふうな形で、ほとんどそういうふうな形になっておるといふふうな、そこらのまたことも他の名前になるといろいろ、そのことはその関係の人でやれることでは、そういうことも起こるといふふうにも思いますし、また、私はずっと物心がついてからですが、思うのに世羅の世羅高あたりでは、どうも甲山と言われるのがよく私は聞くんです。そのぐらいやはり甲山というのがこの地域のいろんな交通の要所でもあったし、文化のそうした発祥の地でもあるというふうなことをよく聞かせていただくんですが、そういうふうな中からいくと、私も甲山に住ん

でおる関係から甲山というのがどうも知名度なり歴史性からいうて名前にはふさわしんじゃないかなというふうな気がしておるところです。ですが、私もこれには余りこだわる方がいいんじゃないというふうにも理解をしておりますが、どなたかもおっしゃいましたが、そういうことをご理解がいただければ私も幸いだなというふうに思うところでございます。

○上本会長 梶川委員。

○梶川委員 世羅町の梶川でございます。今水間委員の方で希望するというような話もございましたけれど、私も世羅町にさせていただきたいなというふうに思っております。初めから、松村委員さんもおっしゃったように、本当にブランド作りというのは大変なものでございまして、最初は世羅の名前を使わずに広島の名前を使ってやっておったんです。やはり、そうすると地域性が出てこないという面がございまして、非常に苦労しました。最終的に世羅のブランドで販売した思いもございまして。また一方、また今現状を見ますと、農協も合併の時期に入りまして、来年の3月には尾道市農協というようなことになりまして、世羅の名前が消えていきます。そうしたときに、今我々出荷しておるものが尾道市農協の名前で市場に出していくというのは、非常に困る問題が出てくるんじゃないかというふうに思っています。ですから、ぜひとも世羅の名前が消えないように、世羅郡がありましたも、やはりこれはまた次の合併ではどうなるかわからない状況でございまして、郡が消えるんじゃないかなというふうなこともあったんですけども、そうしてみますと、どうしても世羅が消えるんじゃないかなというふうに思っております。としますと、町名でぜひとも残していただきたいなという希望を持っております。どうぞよろしく願います。

それから、大きくなりましては、甲山は残るんじゃないかなというふうに思うわけで、世羅の名前もぜひ残していただきたいなという希望を持っております。

○上本会長 随時発言いただいておりますが、全部の方が発言されると、さて会長、じゃこれをどうまとめるということになりますんで、少しここで休憩といいますか、趣向を変えて、この協議はまだまだお互いしっかりしていく必要があると思いますが、さてみんなが言い合った場合に、今度はどうして決めていくかという問題も出てくるんで、ひとつちょっと休憩という意味で、では決めていくのはどういう方法があるだろうかということもあわせてご発言いただければというふうに思いますが、その点に限っていかがでしょうか。

井上委員。

○井上（忠）委員 世羅西の井上です。今、会長の方から最終的に決める方法はどうであろうかという発言があったと思うんですが、実は小委員会の中でも今皆さんがお聞きのように5点を絞る中でも、小委員会の中で1点に絞り込むことはほぼ不可能でした、現実として。やはり、こんだけの多くの方の委員を含めてそれぞれのご意見を発せられますと、多分ここでまとめることも不可能と。というのは、会長が一番よくご存じで、投げかけながらどうすりゃいいんだろうかなというのは水面下ではあると思うんですが、小委員会の中でも最終的にはやはりそれぞれの意見を聞いた中で、自分の思いも変わる人があるだろうし、あるいは自分の意思を固める方もあるだろう。それを重ねた上で最終的には投票で、やはり多くの町名を投票された方をもって新町の名前にしたらどうだろうかというのは、小委員会の中で下話ですか、恐らくそういう形になるだろうなというのはありました。最終的にはそうやって決められたらいいんじゃないかなと思いますが、この委員が全員賛成で甲山といえば、恐らく世羅町という名を推してる方は不賛成でしょうし、世羅町といえば甲山町を残してほしいという人は不賛成でしょうから、全員一致というのはほとんど100%ないと思います。であるならば、最終的にはやはり投票によって多数の中で決めていかざるを得ないと思うんですが、会長さんの腹づもりがどこら辺にあるのか。最終決断はあなたですから、あなたにお任せを申し上げます。

○上本会長 走って逃げとうなりますが。賛成多数というような決め方でない方がいいと思うんですが、そうは言っても時間はどんどんたってしまうし、議論が突っ張るとなかなか難しい、傷も設けてしまう。ただ、こういうことを言われとるの常に思うんですよ。投票というのは一つの民主主義のルールで、これは立派な行為なんですけど、ただそれだけに頼って物事を決めていくのはどうなのかと。前に世羅西にあった吉川村の分村のときに投票して、実際は公表せずに円満な形でその結果をもって公表せずに決めていったというようなことがあるようで、結果の数の議論を残さずというようなこともあるようでございますし、そこらもいろんな方法はあると思うんですが、そこまで結論めいたことを今申し上げる段階ではないので、決め方についていろいろそれぞれお考えもあろうと思いますんで、この際もう少し深い皆さん方のご意見を聞いてみたいと思います。

前原委員。

○前原委員 世羅西の前原です。どうでも私が一人残ったんかなという感じがするんですが、皆さんあずっておられるんで、ここで結論をちょっと出してみたいと思うんです。というほどでもないんですが、名前というのは、そうひどう深く考えんでもいいんじゃない

かと思うんですよ。一つの符号ぐらいなことになると思うんですが、そうするとやっぱり字を書くのに見やすい方がいいとか、あるいは呼び名が簡単な方がいいとかいうようなことになると思うんです。呼び名がいいのは世羅町がいいのかなという気がします。字を書くのに簡単なのは甲山がいいかなというふうにも思います。そこらで皆さんのお考えを決めていただきたいと。私は世羅というので平仮名なら一番えかったかなというふうに思います。

○上本会長 荒瀬委員。

○荒瀬委員 甲山町の荒瀬です。私は名称の方の委員に入ってたんですけども、第1回目の会議へ臨む前に、自分としては余り町名というものにこだわりがなかったものですから、やっぱり皆さんのご意見を聞かせていただかんとこれはいけんなということで50人の方に83歳から17歳までの年齢層の中から50人の方にお話を聞いたんですけども、パーセンテージで言えば70%の方が名前にはこだわらないというご返事でした。もし、私自身もその募集をかけるのに制限を加えるということには異議、異論がありましたので、旧町名、もちろん残ってくるとすれば世羅町と甲山町になるだろうなというのは前段階から思ってたので、それについてももちろんご意見をお聞きしたのは、甲山町の方ばかりだったんですけども、甲山町と世羅町について名前のこだわりがあるかどうかということをお聞きしましたところ、ほとんどの方が別がないということでした。私自身はよそから嫁に来た人間ですので、もちろん甲山町に住んでいるんですけども、ずっと甲山で生まれて甲山で育った方のような思いというのはございませんでした。私自身も町外、郡外の親戚に法事等の連絡をするために電話をするときは、いつも三川の荒瀬ですと連絡したら通じるんですね。旧の三川の方がまだよく通じるんです。ということは、消えてなくなってもやっぱり昔の呼び名っていうのは、もう身に染みついて、嫁に来た私でさえ甲山の荒瀬ですとは言わないんですね。三川の荒瀬ですって電話でこちらを名乗るんですが。ですから、馴染んできたなら別に違和感、よっぽど変な名前でない限り別に名前というものにはいまだにやっぱりこだわりというのはいないんです。ただ、最近になってやっぱり世羅といたら花というイメージが私らの年齢層から若い方には世羅は花というイメージがやっぱりあるらしいんで、花にちなんだ名前がやっぱりいいんじゃないかなということもずっと思ってたんですけど、委員会の方で皆さんのいろんなご意見を聞くうちに、やっぱりそのブランド、世羅ブランドに対する思いというのを聞かせていただいて。大分気持ちはぐらついたりしたんです。正直言って、まだちょっと決めかねているというか、自分

の中に固まってないところがあるので、皆さんのご意見をやっぱりしっかり聞かせていただいで決めたいなど、まだ思っております。

○上本会長 ありがとうございます。

いろいろ意見をいただいております、問題はこういう名前をいつの時点で決めていくのかというのがあるわけですが、先ほどあいさつで申し上げたように、随時随時、継続協議にしてしまうと、少し後半が窮屈になりつつあるというようなこともあります、それはそれとしての中で、とても今日ここで確認できる状態ではないだろうと。こうして初めて皆さん方それぞれ思いをおっしゃってくださいましたんで、そのことはございますが、しかしいつまでもということはできませんので、なかなかそうは言っても今のような状況の中で1点に絞るのも非常に難しい状況があるので、するとすれば民主主義では投票ということ先ほども申し上げたということで、そこら辺の考え方はいかがでしょうか。

黒木委員。

○黒木委員 先ほどどなたかもおっしゃったんですが、本当にこんな和やかな意見の交換の場はないんじゃないかと思うんです。ですから、もうほとんどの方が意見をおっしゃいましたし、先ほど荒瀬さんがまだ決めかねていらっしゃるというのも皆さんのやはり同じ思いのような気もいたします。そうすると、今会長さんがちょっとおっしゃいましたように、やはり投票というところで、しかもこれは明るい雰囲気の中でできるようにご配慮いただいで、いやそうは言いながら皆さんの前で字を書くのもいけないんでしょうから、何か投票の方法を和やかにできるような場作りをしていただいで、そこで決めていったらいいんじゃないかと。もうその結論には皆さん異論はなかろう、その場で数の多いものへ新しい町にしましょうと。皆さん新しい町をどうしたらということでございますので、それは皆さんが十分納得されておられるところであると思います。

○上本会長 一度言っておられた意見を、それぞれの意見を聞いて、また再度自分なりに考えを決められつつあると思いますが、さらにまだこうした協議を進めていくのがいいかどうかというところもあわせた中のご発言、もし投票というような方向ということが総意として確認できるのであれば、その方法をいかにするかという議論をしていきたいというように思いますが。

横山委員。

○横山委員 世羅西の横山です。私の思いから言えば、甲山町がいいと言え、世羅町が悪い顔をされる。悪い顔というよりちょっと、世羅町がいいと言え、甲山町の方にまたち

よつとしよぼんとした空気が漂うという感じがします。いずれにしても、この5つの中から決めなきゃならんという使命を帯びておりますので、非常にかた苦しく考え過ぎないように、町名は一たん決まれば3日たてばなれます。ですから、軽い気持ちで決めていったらいいと思います。私ももう既に心に決しております。ですが、今言うところとちょっといけませんので、最終的にはやっぱり投票で決めるということが一番和やかな決め方かなと思います。

先ほど会長さんが言われたように、投票というのも非常に投票を開票せずにという不思議な出来事があったという私は直接その場面に遭遇しております。世羅郡の吉川村の分村のときに、分村か世羅小国の方で一緒になるかと。分村か、分村しないかという投票をやったわけですが、投票缶を開けずに、しかも吉川村の役場の回りにムシロ旗を立てて、道路へセンバビをたいて投票缶を開けという迫りがあったわけですが、村会で円満に開票せずに円満に分村しようという結論に達しております。これは私のちょうどそのとき役場へ勤めとったもんですから、心にぐっときております。和やかなうちに開票をせずにやったというのは私実感をしておりますが、やっぱりここらは、今回は開票をする分の投票でお願いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○上本会長 石岡委員。

○石岡委員 石岡でございます。今までいろいろ聞かせていただいたんですが、方法ということで、さっきから投票ということなんですが、皆思いがございまして、それじゃ世羅町がええか皆手を挙げてくれえと、甲山町がええか挙げてくれえと、この場で挙手で決めるわけにゃ恐らくいかんだろうと。いうのが、私の家庭の中で女房と2人住んでおるんですが、女房は世羅の出身の者で世羅町という名前がいいと言い、私は甲山の生まれだから甲山がいいというような2人おっても1対1でうまくいかないような状態なんで、だからもう選挙でされて、さっき言われるような開かずに決めるということはいけんで、開いた分で公正にやっていただければいいんじゃないかと、和やかにやればと思います。

○上本会長 鈴木委員。

○鈴木委員 多分最後かもわかりません。できれば、今日はちょっと話をすまいかなと思ようんですが、小委員会の方に属してございまして、あそこでいろいろと言いましたので、ただやっぱり言うとかにゃいけんかなと思います。

私の気持ちとしては、申しわけないんですけども、甲山町出身ですけども、あえて言いますけれども、私は世羅がいいんじゃないかなと思ってます。今まで甲山の人ほど

んどの人が甲山ですよという話をされましたし、世羅の方は世羅ですよという方が多いか
ったと思いますけれども、郡制がなくなるということはないだろうなという世界があるか
もわかりませんけれども、多分将来的にはちょっと寂しい。多分なくなるんじゃないかと
思います。現に、もう一郡一町になったところ、もう結構ありますし、その中で郡がどう
いうイメージで語られてるかといったら、ほとんど語られないんですね。例えば、福山の
近くに神辺というのがありますけれども、深安郡という地名を使われることはほとんども
うない、多分はがきには書くでしょうけど。と思ってます。あそこはもうほとんど神辺神
辺といいます。ですから、そうしてみると、世羅郡は多分なくなるとすれば、どうしても
惜しいんですね、世羅という名前が。私としては甲山が、世羅がとって、甲山がへえじ
ゃ大事じゃないんかといったら、そういうことでなしに、甲山は字名で残りますので、町
の方が甲山ですから、それは残ります。世羅町は全く世羅というついた地名がございませ
んので、全くなくなってしまふ。してみると、どうしても世羅を残しておきたいと思っ
て、もう最初から小委員会でも世羅世羅って言うておる一人なんですけれども、甲山の者
が世羅町になったら目新しさというのも出てきますし、そういう意味では新しい町になっ
たなという感じも世羅西と同じような雰囲気では感じられるだろうと思っております。ぜひ
何とか、つけるとすれば私の気持ちとしては、まことにこの甲山の、今日甲山ですから、
たくさんの傍聴者がおられる中で言いにくいんですけれども、世羅の方がいいかなと私は
思っております。

できれば、さっき言われたように正々堂々と投票して記名でも結構ですし、できれば2
つに選んでってという方法もいいと思います。最後にはどっちかに、例えば玉を入れる方
法でも結構ですから、和やかなうちにだれがどっちへ入れたよということもはっきりわか
るぐらいのことでやってみちゃっても結構だと思います。

以上です。

○上本会長 はい、いろいろご意見をいただいてございまして、皆さん方のご意見をお聞
きする段階では、一点に絞って町名を決めるのはなかなか現時点では難しいということがあ
るようでございますので、その中でこれからの決め方についてもいろいろご意見賜って、
大方の皆さんのことで投票でということでの取扱いもさせていただくこともご承認いただ
けるとこと思うんですが、もしそういうふうに投票でということになりましたら、改めて
投票による方法を再度提案させていただいて、その中身を協議させていただいていき
たいというように思いますが、このことについては投票で決めていくということに皆さん方

のご意見を確認させてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ありがとうございます。

それでは、協議第11号の2で投票により1作品を選定するとの確認をいただいておりますので、引き続き協議第11号の3として町名の名称について追加提案をさせていただきます。事務局より資料を配付してご説明申し上げます。

じゃ、ここで休憩をさせていただきます。

3時5分より再開させていただきます。

午後 2時50分休憩

午後 3時05分再開

○上本会長 それでは休憩を閉じて再開させていただきます。

先ほど追加提案させていただいたことにつきまして、事務局より説明いたします。

山口事務局長。

○山口事務局長 お手元にお配りしました資料に基づきまして説明をさせていただきます。

協議第11号の3新町の名称について。

新町の名称について提案する。平成15年8月25日提出。世羅郡三町合併協議会会長上本仁志。

新町の名称について。

新町の名称については、新町名称候補選定小委員会が選定した5作品の中から投票により1作品を選定する。投票による選定方法は、次のとおりとする。

- 1、会長、副会長を除く出席委員全員による単記無記名投票とする。
- 2、開票の結果、投票総数の過半数を得た作品を新町の名称とする。
- 3、過半数を得た作品がない場合は、上位2位の作品による決選投票を行う。
- 4、同数のため、上位2位の作品が3作品以上になった場合は、すべて決選投票の対象とする。
- 5、決選投票の結果、最多得票数を得た作品を新町の名称とする。
- 6、最多得票数が同数の場合は、会長、副会長を含む出席委員全員により再度決選投票を行い、最多得票数を得た作品を新町の名称とする。
- 7、再度の決選投票でも決定しない場合は、抽選により決定する。

以上、ご提案申し上げます。

○上本会長 以上が協議第11号の3の説明ですが、この投票のありようについて、ご意見、ご質疑ございますか。

投票の手順は、以上のとおりでよろしいでしょうか。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 それでは、投票の手順につきましては、以上においてやらせていただくというところでございますが、もう一点、この確認いただきました投票をいつするかという問題です。本日は3名の委員さんが欠席ということもございますが、本日もよろしゅうございますし、次回ということもございます。そこら辺、いかが取り計らわさせていただきますでしょうか。

寺田委員。

○寺田委員 今日決りゃいいと思います。といいますのは、次回へ送ったところで同じことが言えるんじゃないかと。全員出席するとも限りませんし、それぞれつかえる人は出てくるんじゃないかということ考えたときに、延ばすよりは今日決めた方がえかろうと。ましてや、和やかな雰囲気の中でありますので、今日和やかな雰囲気が崩れないうちに早く決めた方がいいんじゃないかと、このように思います。

○上本会長 寺田委員さんの考え方もあるようですが、ほかにご意見ございますか。

豊田委員。

○豊田委員 甲山の豊田です。今、提案されたばかりで選挙の方法をね、今提案されたばかりで、今投票して静かな和やかな雰囲気を壊すようなやり方をしたらずっと名前が泣くと思うんです、将来。だから、次でも恐らく和やかでしょう。だから、よく考えて今日ご欠席の方もぜひ次のときには名前の投票がありますよというのをちゃんと告げておけば、それでも欠席される方もあるかと思いますが、欠席されないように大事なことですよということで全員参加をしていただいて投票すべきだと、そんなに急いで今日しなければ町ができないわけでないと思います。

○上本会長 意見は必ず二通りの意見があるのが常でございます。お二方だけではちょっと困りますんで。

鈴木委員。

○鈴木委員 甲山町の鈴木です。投票は、次回にお願いしたいと思います。というのが9日ですよ、次回は。今からですけど、中を見ますと多分9日というご提案をされるよう

ですので、それぐらいな日にちはちょっと置かせてもらって、再度ちょっと皆さんじっくり考えるということで、欠席されておられる方もできるだけ参加してもらえという条件もあるわけですが、それと、どうしてもやむなく欠席する場合には、選挙のときによくある不在者投票じゃないですが、しょっぱなの権利だけは行使させてもらえないかなと思うんですが、どうなんでしょうか。

○上本会長 ちょっとそこら辺は難しいかと思えます。協議会へ出席して初めて発言できるような形になってございますので、難しいというのが事務局の判断のようでございます。

それで、先ほど出ましたが、次回の協議会の日程を9月9日に一応あと議案でさせていただきます。そういう予定でございます。

次回にという言葉が今出ておりますが、いやどうしてもという方がまだいらっしゃいますでしょうか、本日。

黒木委員。

○黒木委員 私も次回がいいんじゃないかと思うんですが、先ほどの意見の中で申し上げましたように、和やかな雰囲気の中で投票できるようにということなんで、そこはどのようにお考えなんでしょうか。投票するのにですね。投票用紙に書くのを自分の席で書くのか、何か別にあって入れるのか。そこらによってまた雰囲気が、傍聴者がおられますでしょう。傍聴者がおられるのにこの席で書くということについては問題があるので、何か投票所のようなものがあつた方が、何か書くところが一定の場所で書いて順次書いていくというところがある方がいいような感じがするんですけども。

○上本会長 事務局より投票の形態について再度説明させていただきます。

ご意見は、公職選挙法にのっとりたような投票所というようにところを設置できればというご意見であった。それもあわせて事務局の方からお答えさせていただきます。

○山口事務局長 黒木委員のご質問にお答えをいたします。

事務局の方と申しますか、この投票でどういう形で進めていくかということで考えております中身をご説明をさせていただきたいと思えます。

まず、投票用紙についてそれぞれ事務局員が皆さんの方へお配りするわけですが、5つ現在名前があるわけでご覧にして、その5つの名前に自分がこれだと思うものに最初の投票では○をつけていただくということで考えております。ですから、記載をしていただく誤字、脱字等があつても困りますので、そういった中で○でこれだと思うものにして

いただくことで考えております。先ほどご確認いただきました内容で、その結果が過半数に達してない場合は次の投票用紙をお配りをしていく。あくまでも、この協議会の中で投票していただくということですし、傍聴人の方もおられる前で皆さんに投票いただくということで考えております。当然、この委員の中から3名の方に立会人となっていただき、その適正に処理をしているかどうかということもあわせて確認をいただきながら、この場で投票をいただくという方法で現在考えておるところでございます。

記載台は、それぞれのその席で記入をいただきたいというふうには思っておりますが、皆さんの方で別な場所を書きたいという、記載をすべきだというご意見がございましたら、そういう場所も設けるべきだろうというふうには考えております。ですから、記載台が必要であれば、そういう記載台も設けますが、現在のところそれぞれの席でご記入をいただければというふうに考えております。

○上本会長 おわかりいただけましたでしょうか。

記載台が必要ということになりますでしょうか。事務局の方で○だけなんでということなんですが。事務局の案でやらせてもらってもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 それでは、投票の手順につきましては以上なんですが、先ほど来ずっとご意見をいただいておりますので、本日すぐ投票というのは少しというご意見もあるようでございます。欠席者もいらっしゃるということなんで、次回第12回協議会で投票をさせていただくということのご確認をさせていただきたいと思いますが、それでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 それでは、第12回協議会の中で投票によって町名の選考に入っていきたいというように思います。

以上でこの案につきましては皆さんありがとうございました。

続いて、協議第49号の条例、規則の取扱いについては、第10回協議会で提案をしておりますので、直ちに協議に入ります。

委員の皆さんの中から何かご意見ございますでしょうか。

条例、規則につきましては、ご意見ございませんでしょうか。

黒木委員。

○黒木委員 第1番の共通して制定されてる内容で差異のない例規ということにつきまし

ては、国などから示された準則等によって、3町とも整備されているんだらうということ
で、これは問題ないんじゃないかと思うんですが、2番目の内容に差異のあるもの、ある
いは一部の町のみで制定されているものについては、事務事業の調整のもとに新町の事務
の執行に支障のないように整備するというふうにあるんですけども、合併時に事務がス
ムーズに行われるという意味のようですから、多くのほとんどの例規が町長、職務執行者
によって専決処分をされると、そういう処理の方法になるんじゃないかと思うんです。

提案時のご説明の中で、合併協定項目で協議確認がとれたものはそのように整備し、協
議が残っているものについては、今後協議会で確認をしていくというご説明がございま
した。条例数を見ますと、甲山町が147件、世羅が160、世羅西が145で、合
わせて452もあるわけです。この条例だけ見ましても、果たして全部が協議されるとい
うことは無理なんじゃないかろうかと、日程的に見ても。これは、ここにありますのは、方向
性を示したものであるんじゃないかろうかというふうに考えられますので、実際のこの条例
等のすり合わせ、新しくつくるものについては、十分慎重にやっていただく必要があるん
じゃないかと、このように思うわけでございます。その点、いかがでございましょうか。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 黒木委員のご質問にお答えをいたします。

たくさんある条例、規則、そういったものについて十分慎重に進めていっていただき
たいという、こういうご意見でございます。先ほども意見の中で述べられておりました
けども、非常に専決処分をしていく項目というのも即時ということでございます。これは本
数的にほとんどが即時という形にもなるかと思うわけですが、そういった中で現在そ
れぞれの専門部会等でこの合併協議会で協議、確認をいただきました方向性、内容によ
り整備をそれぞれ現段階で進めておるところでございます。

また、それぞれ事務的に進めるところにつきましても、先ほど黒木委員の言われました
ように、住民の方に迷惑のかからない方向で現在調整を事務段階でしているという状況
でございます。そういった中で、参考までにお答えをしたいと思います。今思っており
ますが、全体で790本ぐらい例規の整備が必要であろうということだと思っております。
そのうち、即時が727本、そして暫定が7本、暫次が56本、こういった形で現在調整
をしてるわけでございますけども、これにさらに必要が生じてくれば、当然今言われま
したご意見のように、十分調整を図っていくと、こういう形で進めているというもので
ございます。

以上でございます。

○上本会長 黒木委員、よろしいですか。

黒木委員。

○黒木委員 と申しますと、ここの協議会の場へ今まで随分件数が協議されてきました。それではその方向でと、こういうふうに決まったものがあるわけですが、この協議会へ出てない方がまだ多いと思うんです。じゃが、それもそういう形でいくということで、私が申しあげましたように、方向性をこの協議会で皆さんの意向を確かめるということであって、これからもいろんな問題がたくさん出てくると思うんです。40項目の協議項目の中で残っておるものもありましょうし、それに載ってないようなもので建設計画の中で議論するようなものもあろうかと思うんですが、必ずしも全部がこの協議会へは出てくるものではないというふうに理解しとかなないといけないのでしょうか。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 黒木委員の言われますように、すべてがこの協議会の場に出てくるものではないということにとらえていただければというふうに思います。当然、そういった調整の中身において、この協議会の場で大きな方向性を出していただかなくてはならない協議項目については、40項目の協定項目に基づいてその都度この協議会にお諮りをし、それぞれ確認をいただいて一定の方向性を出していただけてきていると、こういう状況でございます。その他の部分につきましては、当然それぞれの町の違いの中で事務事業等の調整の中で当然必要な例規については整備が必要となつてございますので、そういったものは随時そこで整備を図っていくと、こういう形で進めていくということになりますので、冒頭にもご説明しましたが、すべてがこの協議会で確認をされるというものではないということでございます。

○上本会長 他にご意見ございますか。

井上委員。

○井上（忠）委員 差異のないものに関しては3町ですから問題ないと思うんですが、差異のあるものについて、事務事業等々に支障のないように調整するという事なんですが、調整のあり方ですよね。今までいろんなことでいろんなものを認めてきたわけですが、認める場合、町民には負担は軽く、利益は大きくという形ですべて確認を通してきたわけですね。調整するんですから、例えば例として甲山、世羅町ではなくて世羅西町にあって、世羅西町と世羅町になくて甲山町にはあるというものを調整をされるわけですね。し

かも、調整をされたものは、今度は一つの町となつての一つの規則になるわけですから、調整をしたといつても、事業量からいつたら3倍になると、同じ町の条例になるわけですから。ないものを全部切り捨てるんらなくなるわけですからいいんですけど、調整ということは何らかの形で残すということです。あるものをなくするのではない、残していくという形になると、結局、調整をすることによって、なかった町にとっては新たな規則がふえるわけですね。そういった部分の中での調整というあり方はどのように考えておられるのか。そして、将来にわたってやはり3町それぞれの中で差異がある部分はあると思うんですが、そこら辺の調整、3分の1にしたって今と同じ1の状態になるわけですが、それを2分の1にしたら何らかの形で3町の中ではふえてくるという現実があると思うんですが、そこら辺はどのように考えておられますか。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 井上委員のご質問にお答えいたします。

今のその3町に差異のあるもので新しい町に当然なつた場合は、それがなかった場合、1町しかなかったものが2町に広がって、当然それがふえていくではないかというような、こういったことでありますので、そこら辺の調整はどうなのかと。まさに、その部分がこの合併協議会の中で非常に住民の方にかかわる大きな方向性のあるものについて、この協議会の場で協議、確認をいただいているところでございます。そういった中で、従来から委員の皆さんからもご発言がございましたように、サービスは高く、負担は低くという、こういった中での影響額等についてはいかがなものかという、こういう議論もこの協議会の中で重ねて本日に至っているわけでございます。そういった中で、調整をいただきましたことをベースに新しい町の例規整備も当然行っていくということでございますので、そういった負担の要るところ、そしてサービスを高くして財源の調整等、こういったところも全体を視野に入れた中で当然この合併協議会の中で協議、確認されたことが柱となつて例規整備をしていくというものでございますので、新しい町になれば当然等しく公平にその決まりに基づいて住民の方にサービスなり、負担をいただく、こういった形で調整をしていくというものでございます。

○上本会長 他にご意見ございますか。

豊田委員。

○豊田委員 甲山の豊田です。例えば、公設上下水道企業団を解散して、今度1町でやれば、そこらの規約とか予算等が13点の中に収められて一括してするようになるわけです。

か。

そのほかにもあると思いますが。そこらを整備されると思うんですが、これはどのようにされるのか。あるいは、各町によって件数が非常に多い少ないあります。甲山が一番少ないんですが、できる限り簡略明快にいろんな条例、規則等は整備されていく方がいいと思うんです。分厚い条例集を持ち歩きするよりも、簡略に済むような方向に検討してもらいたいと思いますが、そこらはいかがでしょうか。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 豊田委員のご質問に対してお答えをいたします。

まず、上下水道企業団の取扱い、こういったものについては新町に引き継ぐということで一部事務組合等の取扱いでご提案を申し上げ、ご確認をいただいております。ここの部分につきましては、当然新町の中の一つの組織として位置づけていくということでございますので、新町の例規の整備の中でそういった調整をさせていただくということになります。

それともう一点ございました、分厚い例規ということで、そこら辺の編さんに当たっては十分配慮いただきたいという、こういうご意見でございますが、これにつきましては、必要なものは必要として、当然明らかに整理をしていかないといけませんので、必要最小限でできるだけ簡略化できるものについては、簡略化はしていくわけでございますが、行政というものは一定の決まりの中で運営をしていきます関係上、必要なものは必要に応じ、やはり整備をしていくということになろうかと思っております。しかし、今言われましたような視点で調整には入っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○上本会長 他にご意見ございますか。

田丸委員。

○田丸委員 世羅西の田丸です。ちょっと大まかにたくさんあるんでしょうけど、協議しなくてはいけないことがたくさんあると思うんですが、今の調整をしていく内容についていつまでにだれがどういうふうな決め方をされるんかというのをちょっともう少しわかりやすく教えていただきたいんですが。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 合併までに一定の整備が必要だということでございます。だれがいつまでにどこまでを決定していくのかという、こういうことでございますが、合併協議会の場

で随時確認をいただくことをごさいます、そういった必要のあるものについては、この協議会の場へ会長が提案し、確認をいただいた。この段階で一定の決まりごとが確認されたものというふうに思って事務は進めてまいります。

最後の最終的などころでございませうが、当然この合併協議会で協議された協議項目をベースに合併協定書で皆さんの方に調印をいただいて、確認をいただきましたものを持ちまして、3町のそれぞれの議会で合併議決を最終的にいただくということになると思ひますが、一定の整理をしていく上では、その都度合併協議会で協議、確認をいただく中で、早い段階から取りかからなくてはならないものについては、随時取りかかってその方向で進めているということ整理をいただければというふうに思ひます。

手続上の問題を言ひますと、合併、議決をいただくということ、その段階から合併までの間の合併準備期という段階で集中的には整理をしていくことになるというふうになるかとは思ひておりますが、先ほど言ひましたように、それでは非常に多い例規の数でございませうので、随時必要に応じて合併協議会で確認されれば取りかかっていくという状況でご理解をいただきたいというふうに思ひます。

○上本会長 ほかにご意見ございませうか。

意見がないようでございませうんで、条例、規則の取扱いについては、ご確認をさせていただけたということよろしゅうございませうでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ありがとうございます。

それでは、続いて協議第50号の使用料、手数料等の取扱いについても第10回協議会で提案してありますので、直ちに協議に入ります。

協議に入ります前に、一部事務局の方から訂正があるということございませうんで、少し時間をいただきます。

○山口事務局長 前回、ご提案申し上げました内容に一部訂正がございませうので、訂正をしたもので今回おつけをしてあります。

16ページでございませうけども、住民基本台帳カード交付に係る手数料ということございませう。これにつきましては、今回の合併協議会までに前回ご提案されて以降、甲山町議会、世羅町議会にそれぞれ提案をされまして、手数料について改正がされてあります。

甲山町が1枚500円、世羅町が1枚500円、世羅西町については現段階ではまだ1枚1,900円ということございませうが、具体的調整内容のところは1枚500円という

ことでございます。

以上で説明を終わります。

○上本会長 それでは、これから50号につきまして、委員の皆さんのご意見を賜ります。

使用料、手数料につきまして、ご意見ございませんか。

黒木委員。

○黒木委員 2番目の手数料については、これは問題ないと思うんですけども、1ですけども、使用料については原則として現行のとおりとするということで、この前ご質問しましたら、これは方向性を示すんだということで、類似する施設の利用については、新町で可能な限り統一するというふうにあるんですけども、これはいつ統一するんでしょうか。平成16年10月に合併をしますが、その時点までに前段は原則として現行のとおりとするんですから、少なくとも16年度、それから次が統一されるまでは17年度も現行の使用料でいくのか、個々の施設ですから、仮に公営住宅について、その場所とか建築年度とかということによって、当然差があるわけですから、これは統一はできないんだろうと思うんで、現行のとおりとし、ただし同一または類似する施設の使用料については、新町において新しく定めるというふうなことではないとおかしいんじゃないかというような感じがするんですけども、それはどうなんでしょうか。

現在決まっておるものがそのまま町へいけばいいんで、全く同じようなものであれば統一して新しく定めるとかいうふうにすべきじゃないんでしょうか。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 黒木委員のご意見に対してご説明を申し上げたいと思います。

使用料について、ここに提案している中身が、提案内容で新しく新たに定めるべきではないかという、こういうご意見でございますが、これにつきましては、いつをもって統一をするのかということがご質問の中にありましたので、その点についてまずご説明を申し上げたいと思います。

統一については、合併年度は現行のとおりとし、合併翌年度からそれぞれ内容によって異なるわけですが、甲山町なり世羅町なり世羅西町の例により統一をするということで、各使用料については調整を各部会、幹事会においてされております。

先ほどありました住宅のところでございますが、これにつきましては住宅使用料については現行のとおり新町に引き継ぐということで、それぞれの住宅設置に当たって使用料が

これは定めてあるわけでございますので、当然住環境、そういったことも使用料の中には入ってくるわけでございます。そういったところで使用料が定められております。ただ、住宅の中でも合併処理槽を設置をして、その使用料について各住宅で負担をいただいているわけでございますが、これについては、甲山町、世羅西町の例を基本に合併の翌年度から統一をしようということで、同じ住宅の中でもそれぞれ分けて協議をしてきております。ここでは、冒頭にも黒木委員の方がおっしゃいましたけども、一定の方向性を示すものであり、基本的にはここに提案をしてるように、新町において可能な限り統一をするという、そういう中身で各使用料については調整をしてきているということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○上本会長 鈴木委員。

○鈴木委員 甲山の鈴木です。ちょっと大変申しわけない、知識不足のことをちょっとお尋ねしますけれども、例えば公共施設を利用する、体育館にしてもいろんなところにしても、金額がそれぞれ若干違うわけですが、新しく例えば合併をする日に公共施設を使うのに、夜間は別としまして昼の間は無料にするとか、例えば取らにゃいけん根拠が何かあるのか、それも1,000円とか500円とかという非常にどういうんか、それをいただいて、そのもので維持費に充てるとか、そういうところに充てるには少な過ぎる金額でもありましようし、そこらの根拠があるのなら仕方がないんですけども、ちょっと考え方としてどうしても取らにゃいけんもんかどうかということをお尋ねします。

○上本会長 今田副幹事長。

○今田副幹事長 ただいまの質問についてお答えします。

まず、使用料を取るべきか取らざるべきかというのは、非常に難しい議論があるように思っております。特に、公の施設の場合の行政財産と言われるような、例えば児童・生徒が使う学校のようなものとか、保育所のようなものと、それから公民館のように多くの方に利用してもらおうというものを目的とした施設、そうした中で最近の考え方としては、基本的には公益性があるんだから広く住民に無料で使ってもらってもいいという考え方も1点はあるんですけども、やはりそうは申しまして特定の方が利用される場合に、特定の受益を受けてもらうということになれば一定のご負担をお願いするのが妥当であろうというので、3町それぞれ考え方は若干金額についてはまちまちな点があるんですけども、負担を願おうという考え方のもとにやっております。

考え方としたら、もちろん負担はゼロで、もしくは商売的なものとか営利を目的とした場合には料金をもらいますよという条例、設置管理条例のたてりをしたところもないことはないと思うんですけども、やはり大きな財政負担ということを全体的に考えた場合は、一定のご負担をお願いするという条例のたてりになっております。特に、今回統合、一つの合併するだけでありますので、施設の使用料につきましては、今各町まちまちといえますか、例えば時間で料金を設定したもの、回数で設定したもの、それから光熱水費をちょうだいするような施設等が、いろいろ若干まちまちといえますか、統一性に欠けているという部分については、合併時、17年4月以降には統一すべきだろうということで作業を進めております。

以上であります。

○上本会長 ほかにご意見ございますか。

豊田委員。

○豊田委員 住宅団地の合併処理槽の件ですが、全国的に少子化で問題になっていまして、政府も新たな少子化対策を考えているようですが、特に住宅によって人数割、あるいは基本料金だけのところもあります。人員割でもそりゃいいと思うんですが、特に少子化対策のため具体的な調整は考えているんでしょうか。ちょっと手が届くような新しいいい町にさせていただかなければいけないんじゃないかと思うんですよ。1歳、2歳までにトイレ自分で行くようなことはまずないでしょう。ほとんどおしめ。衛生組合の方へお世話になるようなことでね。そこからも合併処理槽のお金を取るというような温かくない町政を、行き届くようなことにされたらいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

○上本会長 はい、金尾副幹事長。

○金尾副幹事長 お答えいたします。7ページに町営住宅の合併処理槽のことが出ております。合併年次は現行どおりということではありますが、合併翌年度からはこの3町の例をもとに統一をしていくべきだろうというふうに思っております。まだ、その方向性はしっかりと出ておりませんが、いずれにいたしましても統一をすることでご理解をいただきたいと思っております。今言われましたように、意見も十分配慮しながら取り組んでまいりたいというふうに思います。

○上本会長 他にご意見ございますか。

ないようですから、使用料、手数料の取扱いについては以上でご確認いただいたということで、よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 はい、ありがとうございます。

続いて、協議第51号の特別職の身分の取扱いについても、第10回協議会で提案しておりますので、直ちに協議に入らせていただきます。

委員の皆さんから、何かご意見ございますでしょうか。

申しわけございません。

事務局が訂正があるようでございますので。差しかえ分だということで。お聞き取りください。

○山口事務局長 本日、皆さんの方にお配りを、この協議会資料をお送りした後に前日も訂正をさせていただいた部所が変わっておりませんでしたので、その部分を23ページと25ページにつきましては、世羅西町の広域行政調査員6,500円という日額で入っております。これを新たに加えております。これは従来からあったわけでございますが、記載上の中で落ちておりましたので、加えさせていただいたということで、訂正をさせていただきたいということでもあります。

以上です。

○上本会長 訂正部分おわかりいただけましたでしょうか。

○山口事務局長 23ページにつきましては、監査委員の部分が変わって、下の下表の監査委員の部分で、議会と識見とある、その部分の任期の部分が変わってまいりましたので、新しく正しいものに変えたもので本日お配りをしているというものでございます。

○上本会長 2カ所による差しかえです。

それでは、これより51号につきましてご意見を賜ります。

ご意見ございますでしょうか。

はい、溝上委員。

○溝上委員 世羅西の溝上です。これちょっと非常にまあ言いにくい、聞きにくいことを聞くわけですが、町長、これまで合併を進める中で将来財政が非常に厳しくなると常にこう住民に説明されてきたわけです。そんな中で、合併を機に行政コストをできるだけ低く抑えるということが非常に必要になると思います。そこで、この特別職の給与の調整内容ですが、これが合併時の給与は世羅町の例によるとなっております。世羅郡3町というのはこれは対等合併であって、世羅甲山と世羅町でそんなに給与に大差があるようには思えませんけども、やはりその行政コストをできるだけ低くと、サービスを高

くというこの合併の基本理念によると、やはりこれは1円でも低い方に合わされた方が、やはり町民の理解が得やすいのではないかと思います。

また、これから協議をされるものあるいは新庁建設計画においても、いわゆる行政改革といえますか、その方向性を示すためにもやはりここは特別管理職がいますところが身をもって模範を示すということが非常に大事だと思うわけですが、いかがなものでしょうか。

○上本会長　じゃ、今田副幹事長。

○今田副幹事長　それでは、溝上委員さんの方から貴重なご指摘があったわけですが、町民の皆さんの感情からいいますと、今日の地方財政の状況から見るとご指摘のとおりだということもあるわけですが、今3町それぞれの首長なり私ども助役なり特別職がいるわけですが、新たに合併しますと従来の例えば9,000人、それから7,000人、4,000余人の首長よりも責任が若干大きくなるんだろうというふうなことを考慮しながら、当面の間世羅町さんの例をもって対応していきたい。それからまた、将来の報酬等につきましては、新たに報酬審議会委員さんを選任をしてもらって、その中であるべき姿といえますか、金額の決定をお願いして慎重に伺っていきたいということで、当面の間という解釈の方でご理解を賜ればというふうに思っております。

○上本会長　はい、溝上委員。

○溝上委員　これ合併したからといって、急に財政がよくなるとか、収入が増えるわけではないんですよ。これまで1年近く協議してきた中で、給料の高いと、要するにところはいい仕事ができるおるということでもないように思いますし、またその町が非常にもう細かいサービスが行き届いておるということでもないようなんですよ。すると、必ずしもこれ仕事と給料というのが比例するのかなと、今、これは素朴な疑問です。あるわけです。一般論といえますと、すぐれた経営者のおる会社というのは業績がいい。したがって、配当もいいということで。あるいは、仕事のできる社員の方は給料が高い。また、その逆もあるし、非常に腕のいい職人さんは日当も高いし、また仕事も多いわけです。ということは、やはり合併を機に、仕事とそれから給料、こういうものがこれは、町長さんと、管理職とか職員あるいは臨時職員、パートさん問わずですね、評価を当然町民がしなきゃならんのでしょけれども、なかなかそれ全部するわけにいかんのですよね。そうすると、やはり管理職の方がそういう評価をされて仕事をやっていくという、いわゆる民間手法を取り入れる。そういうことも必要じゃないかと思うんです。

ですから、ここはやはりこれ大差があるわけではございませんので、少なくとも合併時においては低い方からスタートする。これがやはり住民に対して一つの決意を示すものだと、このように思うわけです。是非そういう方向性で調整していただきたいと思います。決して合併したからといって豊かになるわけではございません。

○上本会長 はい、今田副幹事長。

○今田副幹事長 先ほど溝上委員さんからのご指摘の件については、確かに新町、3町が合併しましても財源が増えたりするということではありません。それから、私どもというか、町長なりというものは当然合併すれば、4人に、今各町で4人ですから、12人が4人になってくると、そうした面では歳出の削減にはつながるわけですが、そうした部分とそれから新町になってからの、それから新町建設計画なり、また新しい町になって仕事を運用するという場合に、果たして給料を、報酬を下げるんかどうかというのは別な議論でございますが、一応私どもいろいろ検討した結果は、一応世羅町さんの例で運用させてもらいたいと。

それから、いろいろご指摘のあったように、特別職の部分については4役以外にもたくさんあるわけでございますが、それから資料の方にありますように嘱託職員さんとか、館長さん、いろいろな部分でいろいろ3町それぞれ苦労しながらこうした設置条例、条例とかいう整備をする中で努力をしてきたわけですが、新町になったらやはりそうした全体の見直し、それから定住促進対策の面からも、できれば若い職員さんの雇用機会の場とか、全体的に見直しをする必要だということについては、我々は認識をしておりますので、その間の調整については、もう少しの間今回ご提案をしておる方向で、特に今提案をしておる点については調整を今後必ずやるということでありますので、ご確認をお願いしたいというふうに思っております。

○上本会長 溝上委員。

○溝上委員 より町民といたしますか、住民がわかりやすいといたしますか、理解がしやすい方向で調整をしていただきたいと、このように思います。

○上本会長 調整ができる。

○今田副幹事長 先ほど言いましたように、今の特別職の報酬等につきましては、報酬審議会の意見を聞いて定めるという決まりがありますので、ここで幾らにするということについては、当面の問題として提案をしております。

○上本会長 よろしいですか、それで、溝上委員。

はい、鈴木委員。

○鈴木委員 甲山の鈴木ですが、今の溝上委員のお話と同じことになるんですけど、同じことじゃないんですが、同じところの質問になりますけれど、トータルで見れば年俸としては多分期末手当が0.25ほど違いますから、トータル的にはひよっとしたら世羅西の方が高いのかなと思います。基本の給料月額については、ひよっとしたら1万5,000円ばかりこれでは少なくなってますけれども、期末手当等々見たら、ありますので、似通った数字じゃないかと思いますので、提案のとおりで私はいいんじゃないかと思って、提案に賛成をいたします。

報酬審議会にやっぱり詳しいことはそこにゆだねにやいけんことだろうと思いますので、当面はそういうところでいかれるのもやむを得ないと思ってます。

3町を代表される町長さんですから、今度は公務が大変増える、多分増えると思います。その点で非常にご心労なりいろいろとあると思いますので、こういう役の方々に対する手当はしかるべく払ってあげて、しっかり働いていただくというのが、私はいいんじゃないかと思ってます。それを抑えていくと余りにもイメージがちょっと、イメージというよりは町の勢いじゃないですけども、頑張るとるなということはあるかもわかりませんが、出すところはきちっと出して、しっかり働いていただく。そして、きちっとチェックしていくというのが、私はいいんじゃないかと思ってます。

○上本会長 今田副幹事長。

○今田副幹事長 それでは、今の関連といたしますか、ご質問、鈴木委員さんからのご質問で、世羅西町の場合の期末手当が0.25カ月多いのではなかろうかというふうなことがありましたけども、これは甲山町さん、世羅町さんの法制の改正が少し遅れているとうふうに私は解釈をしております、大体期末手当というものは一応同じような率で運用させてもらっていると思っております。

○上本会長 寺田委員。

○寺田委員 私も、どういいますか、一応原則論といたしますか、なぜ合併が行われたんかという目的を達成しないといけないという立場で申し上げたいというように思います。

やっぱり少なくとも合併を理由に待遇が改善されるということについては、住民の理解がなかなか難しいんじゃないかというように基本的には思っております。やはり内には厳しく外には優しくというのが、一番今求められておるんじゃないかと思っておりますと同時に、平成の大合併の目的の一つにもこのことがなっておるというように、私は理解をしておる

ところであります。今後も、今日も一緒ですが、やはりその姿勢をお互いに大切にしながら協議を行っていかないと住民の理解がなかなか得られないんじゃないかというように思います。

以上です。

○上本会長 金尾副幹事長。

○金尾副幹事長 先ほど世羅西町の今田助役の方から答弁したとおりであります。いずれにしても、合併時をにらんだ話でございます。あくまでも新町になりましてから報酬審議会等に諮問してその後を決めていくということでございますので、提案どおりでご理解を賜りたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○上本会長 他にご意見ございますでしょうか。

石岡委員。

○石岡委員 石岡でございます。ちょっとお聞きするんですが、この公民館長、いろいろある中で公民館長の手当というんですか、報酬というんですか。甲山、世羅町、世羅西ということで、勤務内容が恐らく違うんで、倍、半分ぐらいなあれになつとるんだらうかと思うんですが、これはそれで当然勤務内容が違えばそのように高くていいわけですが、違っているのが当たり前ですが、これを是正するということになる、仕事量を減すのか、給料を減すのか、仕事はそのまま給料だけ減すというわけにはいかないんで、どういう方法をこりゃとられるんかちょっと、考えておられればお聞きしたいんですが。

○上本会長 はい、金尾副幹事長。

○金尾副幹事長 組織機構の中で当然公民館の取扱いについてということで、検討する時期が参ろうと思います。その中で今のそれぞれの町の公民館における業務がどういった形であるのかということも議論されると思います。そういった中で、合併後の公民館のあり方等々の中からこういった報酬の決定をせざるを得ないだろうというふうに思っております。組織機構の中において公民館としての業務、あるいは人の張りつけ、そういったものが決まってくる中で当然報酬等につきましても平行して考えていかななくてはならないだろうというふうに思います。

○上本会長 石岡委員。

○石岡委員 それは時期的にはいつごろのことですか。

1年後もあろうが、5年後でもあろうというようなことがあるかと思いますが、ずるずるべったりこのままいって、3町でこれだけ差があるというのは不自然なことが起きて

こうと思うんですが。1年後ぐらいとか、半年後とかいうようなことがわかれば。

○上本会長 金尾副幹事長。

○金尾副幹事長 合併翌年度からはそういった方向で統一をしていきたいというふうに思っております。

○上本会長 翌年度。

○金尾副幹事長 失礼しました。合併時ということでございます。

○上本会長 はい、横山委員。

○横山委員 世羅西町の横山です。ちょっと、25ページの下から何行目ですか。交通指導員というのが甲山町と世羅町にあるわけでございます。さらに世羅西町にはないわけでございますが、先の委員会、この協議事項の中で世羅西が交通推進隊というのがあったわけでございますが、これとのすり合わせはどういうふうにお考えになっておられますか。これは前の報酬の関係でしようが、世羅西には報酬でないわけでございますが、そこらのすり合わせをどういうふうにお考えか、お聞かせください。

できれば交通指導員さんですね、その現在のお仕事の内容がわかればお聞かせ願いたいと思います。

○上本会長 はい、金尾副幹事長。

○金尾副幹事長 お答えをいたしたいと思います。

交通指導員さんの業務ということではありますが、世羅町における内容について紹介をしてみたいと思いますが、交通指導員さん、数名の方がおられますけど、交通安全週間等々は街頭に立って、児童・生徒あるいは一般車両等も含めて交通の指導をされております。また、世羅町におきましては、交通安全施設であるとかそういったガードレールであるとかカーブミラーであるとか、そういうふうなもろもろの交通安全等に対する協議と申しますか、会議と申しますか、そういったものも設けて町の方へ提案をいただいておりますというふうなことでございます。

取扱いにつきましては、やはり合併時に、ここへ書いておりますように、20ページに書いておりますように、引き続き設置の必要のあるものについては、合併時に設置すると、報酬額については云々というふうにありますので、合併時に定めるということでご理解を賜りたいと思います。

○上本会長 はい、横山委員。

○横山委員 世羅西の取扱いは、先般の協議事項の中で補助、補助ということを確認した

んじゃないかなというふうと思うわけですが、補助団体でね。ですが、今度世羅町と甲山町は条例委員としての性格を持っております。そうすれば、今後そこらのすり合わせをどういうふうにするか。できればそこらも聞かせていただきたいと思っております。

全然仕事の内容的に違ってしまうのであればそれでいいですが、ちょっと今お聞きした内容では、ほぼそれに近い、世羅西にもそういったことをやっておるんじゃないかと思うわけですが、そこらをあわせてご答弁がいただきたいと思っております。

○上本会長 宮川部会長。

○宮川総務企画部会長 総務企画部会長の宮川でございます。今、ご質問にありました補助金の関係で、各種団体への補助金、交付金等の取扱いというのが7月23日で確認をさせていただいておりますけれども、この中で、甲山の場合は地区交通安全会というのがございます。それから、世羅西町の場合は世羅西町の交通安全推進隊、これに対して補助金が出ていると。この調整内容については、独自の補助金等については従来の経緯、実績及び目的等を考慮し、均衡を保つように調整をしていくということで、今回はそういった調整内容になっております。

交通指導員と申しますのは、先ほど世羅町の金尾助役の方からございましたように、甲山の場合も交通安全の日、例えば1のつく日ですね、こういった日には街頭指導をしていただくということで、各地区で、甲山には5地区あるわけですが、各地区で1名ずつ出させていただいて、それに町の方が委嘱をしているというような状況で、警察の方の講習会なんかも参加していただいて、そこで街頭の指導をしていただくというようなことで、委嘱をしている委員ということになってますんで、ただ、今おっしゃるような内容的に同じでしたら、これは当然今の先般ご確認をいただきました各種団体の補助金、交付金の取扱いとあわせて、今後合併時において調整をしていくということになるかと思っております。

○上本会長 はい、横山委員。

○横山委員 世羅西には、1のつく交通安全日あるいは例の町の行事等々、要請があればそういったところへ出て交通指導等をしておるわけです。それを補助団体で扱うということと、甲山町との絡みですね、交通指導員さんの絡み、内容をよく検討していただいて、今後お取り計らいをいただきたいと思っております。

以上、終わります。

○上本会長 宮川部会長。

○宮川総務企画部会長 先ほど申しましたように、各地区の、甲山の場合各地区安全会も

ございます。それから、世羅西の推進隊の中身というのは、それぞれの地区のいろんな交通の街頭指導だけじゃなしに、その地区の安全面、交通安全面の施設とかそういったことに対して活動されているんじゃないかと思しますので、世羅郡3町の中ではそれぞれいろんな名前は違っていても、活動内容に余り差異がないんじゃないかと思しますので、合併時においてそこら辺を調整して、同様な取扱いの方向で考えていきたいというふうに思っております。

○上本会長 他にご意見ございますか。

ないようでしたら、確認をさせていただきたいと思いますが、これにつきましては2点大まかについてなかなかのご意見がついておることにしておきます。

1点は、みずからを律して報酬につきましては住民がしっかり理解できるような方向で調整を図るようにと、また交通指導員の取扱いについては、内容をよく検討して進めるよ
うにということが大まかについておたと、以上確認して皆さん方の確認がいただけます
でしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 はい、ありがとうございました。

それでは、特別職の身分の取扱いについては、ご確認いただいたということにさせていただきます。

続いて、協議第52号の学校教育関係の取扱いについても、第10回協議会で提案しておりますので、直ちに協議に入ります。

委員の皆さんで、このことにつきましてご意見ございますでしょうか。

寺田委員。

○寺田委員 一般会計という、公会計になって給食費についてはいくわけですが、既に現在滞納等もある給食費の抱えておるところもあると思うんです。これらに対する徴収義務と
いいますか、そういったところをどのように考えておられるのか。滞納分を含めて一般会計へ引き続いて来られるのかどうか、お聞きいたします。

○上本会長 小池教育長。

○小池教育長 給食費の関係についてお答えをいたしたいと思します。

現在世羅町におきましては、給食は別途会計という形にいたしておきまして、今ご指摘が
ございましたように、滞納という形が実際あるわけでございます。これにつきましては、この合併時までにはきちんとこの給食会計の中で整理をさせていただいて、そして一

般会計の方には引き継がないという方向で努力をさせていただきたいとかように思っておりますので、どうぞご理解をいただきたいとかように思います。

○上本会長 よろしいですか。

他にご意見ございますでしょうか。

黒木委員。

○黒木委員 学校給食につきましてお尋ねをしたいと思うわけですが、給食費、給食形態については現行どおり新町に引き継ぎ、18年度から統一すると、このようにありますが、大きく2点について意見も申し上げ、お答えもいただければと思います。

まず最初は、どのような給食形態に統一されようとなさっておられるのか。資料を見ますと、甲山町は火、木、金の3日が米飯持参、弁当持参、世羅町が火、木の2回、世羅西町は10日以外は毎日御飯と、こういう3つになつとるわけです。

私たちが住みますこの世羅郡は、米の生産地でもありますし、生産者や農業団体の皆さんは米の消費拡大に声を大きくしていらっしゃるわけです。保護者として米をどのように消費しようかとして努力しているのに、米どころのこの世羅郡で学校給食に米を使わないという手はないと思うわけです。そういうように考えてみますと、世羅西町が今取り組んでおられるのが一番いいのではないかと。あわせて、学校給食に地場産の野菜を大いに使うということは大切なことじゃないかと。子供のうちから米を食べさせる習慣をつけて、そしてその人たちが大きくなって米を消費し、次の子供に米好きの子供を育てていくということは、これは一番教育的な観点から考えても大切なことじゃなかろうかと思うわけです。合併後に、1年おいて18年度から検討されるということでございますが、お聞きしますと子供はパンか米かというたらパンが好きだと。だから、パンを学校給食に使うんだと。ただそれだけのことで米どころでパンを食べていくなんていうのは、いささか問題があるんじゃないでしょうか。そういうことがございますので、どのような形で給食形態を整えようとしておられるのか、このことが1つでございます。

それから、もう一点は、給食調理場のことについてお尋ねいたします。これも31ページに資料によりますと給食対象人員が甲山が665人、世羅が887、世羅西382で合計1,934人です。給食日数は、土曜日、日曜日、祝日、夏休みなどの長期休業中を除くと1年で200日ぐらいじゃないんでしょうか。1日1回給食をわずか2,000食足らずなのに、3町で30人の調理員がこれにかかわっておられる。調理員の形態がどのようなかというのは、3町ともで違うと思うんですが、世羅町の給食センターの処理能力

は1日に1,600食です。ですから、甲山と世羅は1つの調理上で賄えるわけですね。処理能力ですよ。ですから、人の数は別としまして。あれこれ考えてみますと、人件費とか光熱水費とかの維持管理費あるいは原材料費などを見たら、1食当たりどのくらいの経費がかかるのか。そういうコスト計算をされたことがあるんでしょうか。常勤職員をこういう給食センターへ置いて、わずか1日2,000食の給食を作るというふうなことについては、まことに非効率的な問題じゃないかと思います。ですから、いわゆる直営方式から外部委託方式を導入などするのがいいんじゃないかという声もちまたから随分聞くわけです。

さらに、保育所の個別調理の問題につきましても、従来から保育所の設置基準には調理室を置かなきゃいけないんだということから、個別に給食をやっておられます。世羅町では、前から知恵を出しておられて、給食センターで保育所の調理もしておるといふふうに聞いております。先だって新聞を見ておりましたら、政府の中央分権改革推進会議というのがありますが、国庫補助負担金の軽減に向けた事務事業の見直しの最終報告も出されて、その中で幼稚園と保育所の一元化問題が載っておりました。そして、保育所の調理施設の設置義務づけの撤廃が明記されているというふうに新聞で見ました。

是非、3町合併を限りに、これらの問題について十分検討していただければと思います。この2点につきまして、今日は教育委員会、教育長さん方3人来ていらっしゃいますし、3町長さんがおられますので、ご意見をお聞かせいただければと思うわけでございます。

○上本会長 松尾教育長。

○松尾教育長 黒木委員の質問にお答えをいたします。

給食形態のことですが、これには大きく形態そのものと米飯給食についての問いがあっただろうと思います。

まず、米の消費拡大に資するためにも米飯給食を取り入れて、給食形態の新たな方向性を出すべきではないか、どのような考え方かということですが、今後米飯給食の導入につきましては、まさにご意見のように日本の課題を踏まえ、当世羅郡の実態を踏まえて考えていかなければならないことであろうと思いますが、しかしながら次の3点から再考を要する必要があるんじゃないかと思います。

先ほどもありましたように、第1点は子供にアンケートをとってみますと、小・中とも米飯給食の方が好きであると、非常に好みもそういう方向性が強い。米飯給食よりもパン

給食を好むという傾向がございます。実際がございます。このような子供のニーズに対して、親の方も米飯を持参させるよりも学校でパンを食べさせた方が合理的で非常に健康的であるというような考え方が強うございます。したがって、米飯給食の意義は米消費拡大の側面から理解できるところでございますが、子供や保護者の合意形成にはさらに時間がかかるもんだと私は思っております。

第2点は、給食センターや専門業者から御飯を炊いたり、購入するよりも、パンの方がコストが安いといった問題もございます。栄養があり、コストが安いということが上げられます。このように、コスト計算の点から見まして、パン給食の方が合理的であると考えられる側面もございます。

第3点目は、パン給食を中心とした既存の給食センターの施設設備に新たに米飯給食の施設を取り入れるとしますと、相当な費用もかかるかと思えます。そして、米飯となりますと、給食の準備、後始末、今まで以上の時間を要すこともございます。

そういう点から見まして、パン給食の方が総体的に見て便利がいいのではないかとというところを私どもはしております。したがって、今後給食運営委員会の中で時間をかけて米飯給食を取り入れるかどうか、保護者、子供、給食センター、学校、栄養士等の意見を聞きながら、時間をかけて論議していかなければならない。すぐさま結論を出して、給食形態が米飯であるべきだという趣旨はよく理解できるわけでございますが、そういうところ、実態を踏まえてやっていかなければならないと思えます。

給食につきましては、特に実施主体と受益者主体の意見の一致が必要でございますし、県や国の方向性、地域の実態を踏まえて、十分時間をかけてやっていかなければならないということを思っております。

第2点目の給食の形態の内容につきましてでございますが、やはりこのパンと御飯の回数、給食費の違いというようなものが3町において表にありますように違いがございます。それぞれの町につきましては、自分の町の給食が一番よい、一番自分の町の形態がいいといったような考え方がございます。17年度から統合していくこととなりますと、もちろん保護者の間でも理解に時間もかかりますし、給食物資の製造業者や納入業者との間の理解にも時間がかかります。それぞれ考え方が違うわけでございますので、給食形態につきましては、給食運営委員会の中で、新たに作られる運営委員会の中で、十分時間をかけて17年度以降考えていかなければならないことだと思っております。

第3点目のコストの問題が言われました。このコストの計算につきましては、後、所長

の方から話をしてもらおうようにしますが、給食は作ってから食べるまでの時間が約2時間程度ございます。これは、安全面から考えてのこととございまして、例えば、例えばですよ、今ある3カ所の給食センターを2カ所にして、十数校及び一部の保育所までのエリアを時間内で配っていこうとすれば、かなりの時間がかかってまいります。そこらに一つの問題があります。学校間にあるまとまりがあればよろしいわけですが、郡内の学校はご存じのようにいろいろな地形の中で時間もそれぞれ違うわけとございますので、なかなかすぐさま合理的な考え方によって製造していくということの難しさもあろうかと思えます。

また、世羅西町の給食センターを除きまして、世羅町や甲山町の給食センター、特に甲山町の給食センターになりますと老朽化が激しくなっておりまして。そういう点から考えますと、2,000食から3,000食を合理的に統合された給食センターの中で作っていくという一つの難しさも一つは考えられると思えます。そういう点で、コストの点につきましては、後、話をさせていただきますが、2つの給食センターを一つにするとか、人員の合理化を、そういうことをしますと人員の合理化にもかかわってまいりまして、ただ単なる教育委員会サイドの問題として解決することの難しさもあろうと思えます。どうかその点で、合理的な経営につきましては、今後の課題として私たちは考えていかなければならないと思っております。現状というものを踏まえながら、将来の望ましい方向性は時間をかけるべきであろうと思えます。

続いて、給食センターで保育所の給食をとというような質問がございましたが、現在、今日も話がございましたように、幼稚園と保育所の行政の壁、すなわち今まで幼稚園は文科省が、そして保育所は厚生省の管轄に入っておりまして、指導内容、運営方法にそれぞれ違いを示しておりましたが、今回の行政改革の一環といたしまして、幼・保一元化により、保育所は特に厚生省の管轄を離れて、教育内容や教育方法、保育時間も今までより弾力化されるであろうと考えられます。今現在保育所で子供の保育指導の基本精神にのっとり、保育所で子供に合った給食をそれぞれ作ることが決まりであります。そのために特に保育所には栄養士が、調理員が配置されております。しかし、今まで申し上げましたように、幼・保一元化によりまして、近い将来給食センターで給食を作り、各保育所ではそれを食べるという形態になろうかと思えます。そのように、中央の政治の流れ、幼・保一元化の流れの中で、合理的な発想の中で検討していかなければならない課題であろうと思えます。

黒木委員から申されましたことは、適切なる発言でもございますし、時宜を得たことで

ございますが、十分新しい給食運営委員会の中で時間をかけて幅広く意見を聞きながら協議をしていかなければならないと思っております。もちろんその背後には給食の受益者であります子どもであるとか、保護者であるとか、地域の方であるとか、業者であるとか、さまざまな意見を配慮しながら、計画的に、意図的に、継続的に審議をしていかなければならないと思っております。

以上、3点ほど申し上げました。給食形態につきましては、時間をさらにかけてまいりたい。コスト計算につきましては、後ほどまた申し上げたいと思います。

以上でございます。

○上本会長 教育文化部会長が補足答弁します。

○東谷教育文化部会長 教育文化部会長をしております東谷といいます。先ほどの調理場を1カ所で賄えるのではないかという中のところで、ちょっと調理員の人数等について、資料として記載しておりますのが、全体を30名ということになるかと思いますが、この人数の中には、私ども所長、それから栄養士、それから配送の運転手等も含まれておりますので、実際は21名と、それから世羅西町の場合、午前中勤務をしていただいております方がいらっしゃると思いますので、21.5という人数というふうになるかと思いますが。

それと、維持管理費のコスト計算というふうなことがございましたが、ちょうど私の方でちょっと従前に町予算全体を含めてのコスト計算をしたことがあります。ちょうど指摘の今の光熱水費と維持管理費の部分についてだけ取り上げて計算をしたものではございませんが、その場合ですと全体の年度のそれぞれの給食センターの事業量というふうなものによって、相当1人当たりのコストというのは変化が出てくるようになります。それから、ちょっと人件費部分について、ちょっとコスト計算も試算してみたわけなんですけど、甲山町の場合、正規職員の占める割合が多ゆうございます。それから、世羅町の場合は嘱託調理員という形での雇用形態になっています。それから、世羅西町の場合は臨時職員さんという形になっておりますので、相当1人当たりの経費を比べてみますと、世羅西町と甲山町を比べた場合は、2倍以上の1人当たりのコストの差というのは当然出てくるようになります。

それともう一点、教育長が話をしておりました配送に係ることで、2時間ということが出ていたかと思うんですが、これは一応作ってから食べるまでの時間というものが基準によりまして決められておりますので、そこをクリアできるかどうかというところが非常に課題になってくるのではないかとこのように考えております。

はい、また漏れていたらお答えしたいと思います。

○上本会長 黒木委員さん。申しわけございませんでした。

○黒木委員 先ほど松尾教育長さんからご丁寧なご回答をいただいたんですが、要するに、形態についてはまだ行政としてこれをどのようにしようかということについては、お考えをお持ちでないようでありまして、給食運営委員会等で、あるいは保護者とか子どもの意向を聞きながら決めていきたいということのように受け取ったんですけども、やはり行政をあずかれる立場の方としては、この米をどのように、やはり給食に入れるか、野菜をどのように使うかというのは、行政が主体的にやって、こういう方向にしようと思うんだがどんなものかというものがなければいけないんじゃないかと思うんですけども、そのことが1つでございます。

それは、パンが好きだという子どもがいるんだとおっしゃったんですが、世羅西の場合ほどのような状況で米飯のように、これが、パンは月に1回ということで、子どもたちが米が好きだというわけですか。世羅西の子どもは米が好きで、甲山と世羅は米よりパンがいいと。いかがなんでしょうか。世羅西の方がやはりこの実態に合うとるんじゃないかと。だから、その方に形態をそろえようと思うんだと、については保護者の理解を得なきゃいけないんで、18年度までは難しいというんなら話はわかるんですよ。どうも、ですから私が最初にお聞きしましたアンケートの問題についても、やはり世羅郡に住む者としては、米をどのようにしたらいいかという前提をつけてアンケートをとるぐらいのこの知恵の出し方をなさらなきゃ。御飯とうどんとパンはどっちがいいですかというような、子供聞いてですよ、親が朝御飯をろくすっぽ食べさせない親のアンケートを聞いてですよ、それが本当のアンケートなのかどうかということをおもうんで、世羅西の今まで取り組まれた知恵を生かされた方が。そりゃほかの委員さん、どう思われるか知りません。私は、そこが大きな課題じゃないかと思う。もちろん戦後学校給食が始まって何十年と続いてきたわけですから、この制度を変えていくというのは大変だと思いますが、そういうその過程の中で弁当持参が週に2日、3日とこう増えてきたわけですから、一遍には変えられないと思いますが、これも合併を切りにひとついい知恵を出していただければと。町長さん方は米をどのように売ったらいいかというふうに努力しているのに、教育委員会の方は米を使わないというのは話が合わないんじゃないんかというふうな気がするんです。まあ、今日全部お答えをいただくというのはとても無理ですが、そのことを含めて18年度までにはひとついい結論を出していただいでですね。そりゃ考えてみりゃ、2,000食に米が何

ぼう要るかというたらずかなもんです。しかし、そのことは大事なんじゃないかと思うんですよ。もう答えは。

○今田副幹事長 世羅西の米飯給食について、教育長の方から説明するのは非常に難しい立場であろうと思うんで、以前からそうしたことの取り組みを進めておる背景的なものを少しお話させてもらいます。もちろん世羅西も米の消費拡大は、要するに一つの文化として進めていこうという取り組みは以前からずっとされる中で、そういう中では小さいときから朝食から御飯を食べてという食習慣として、文化としての位置づけの中で教育としてはどうだろうか。あと一点は、教育上の配慮の中で少なくとも朝飯を親に食べさせてもらえない、そういう子どもを実際家庭にはあった。いろんな状況ございました。そういう中で、できるだけ家庭と学校給食とのあり方の中で、じゃ持ち弁方式でやれば親が責任持って持ってくるんじゃないかというようなことの中で、2つの教育効果をいろんなことの観点の中からお協議いただいて、施設で米を炊くのでなく、親が御飯を朝炊いて子どもに持たせるという2つの教育効果、そこら辺でいろんな議論を進めて今日まで続いてきておるというように思っておるところでございます。これ以上の議論を、説明とかなんかいうのはないわけですが、別段今の状況の中で保護者が別に不安を持っておるといことは無いと思うんで、非常にある意味では教育効果も随分上がってきたんじゃないか、親子の触れ合いという意味合いからしても。そして、地域の文化としてやはり朝食で御飯を食べるといのは一つの文化として根づけば、そうはいつでもこれも消費拡大の生産地としての立場としてもいいんじゃないかというようなことがあったというように記憶して今日やっておると思います。

以上でございます。

○上本会長 はい、石岡委員。

○石岡委員 黒木委員の米飯のあれからいろいろ形態について言ったんで、私はちょっとその先を行って、もうこの際民間委託ということをやってもらいたいと思うわけですが、各自治体にはこの給食の高くつくということ、がんなような格好になつとります。ほとんどのところが高くついて困っておるといようなことがございまして、これを民間委託にしたらどのぐらい安くなるかということをお計算されたことがあるかどうかわかりませんが、18年に1カ所に集めて云々というような話があるから、そのことは出ちゃあおらんと思うんですが、飛び越えてやるという意思があるのかないのか。そうせんと、もうこれはすごい金を食う、この職員の数だけ見ても当然わかるんですが。ほんで3つにまとめ

て、18年からまとめて給食センターを1カ所にして、改装いろいろする、そのうちに児童数が減る、そこでまた組合とその給食員をどうするこうするというで、なかなかこれが難しい、実態としては難しいものがあるんで、もう合併を機に民間委託というあれをしてもらいたいと思うんですが、教育長がどうのこうのということはないんですが、3人立派な町長がおられるんで、ちょっとどう思われるか意見を聞きたいと思うんです。

○上本会長 一人一人言わないけんですか。

教育委員会と学校給食のあり方につきましては、もっともっと掘り下げてほしいというのは我々も思いはあるわけですが、教育委員会としても将来方向をしっかりとらんで、その方向で調整をしていただいております。

世羅西の場合、少し離れておるんで、運搬には云々あるかと思いますが、施設につきましては立派な施設を今整えてございます。調理員につきましては、全部臨時職員で対応しておるという状況、これも以前は正職の職員がおったんですが、随時その切りかえをして、今日は臨時の職員で対応しておるという状況でございます。

小学校が今度一校に統合しますんで、給食の形態もより利便性は図れるのかなという思いがしてます。これぐらいのところ、あと。

○石岡委員 それはいいんですが、代表して答えていただければいいんですが、一般的に給食の、あれが夏休み、冬休み、春休みという折には、長い夏休みには3日ぐらいしか出ずにあってあと何しようんかというようなあれが、どっこのあれでもあるんです。ここにはないかどうか知らんですが、よく聞く言葉なんで、あの間のあれはどうするんかというようなこともいろいろあって、いろいろな面倒なことがあるんで、民間委託すれば全部解消するんじゃないかと思って伺ったわけです。

以上でございます。

○上本会長 小池教育長さん、まとめてひとつお願いいたします。

○小池教育長 給食の関係についてでございますけど、教育委員会としましてやはりこの民間委託をしまして、そのコストを非常に安く上げていくという、これも一つの学校給食のあり方というように考えておるわけでございますけど、やはり学校給食というのはやはり教育の一環であると、こういう受けとめを我々はしておるわけでございます、やはりその中で食べる、食という、これをどう子どもたちにやっぱり指導していくかということは、非常に大切なことではないかというように思っておるわけでございます。そういう点で、やはりできるだけコストを下げまして、そして合理的に学校給食をしていくという、

これは当然我々教育委員会に課せられた大きな責務であろうというように思いますし、今後ともその方向では努力はしてまいりたいと、かように思っております。

実質的に、先ほども出ておりましたように、365日のうち実質的には200日ぐらいが給食の日数ということになっておるわけでございますので、そういう点で、人件費等も含めまして、やはりそこらはまた町長部局とも十分に協議をさせていただきながら、どういう学校給食のありようが一番望ましいのかということをやはり早急な方向で検討はしてもらいたいと、かように思っておりますので、ひとつ何とぞご理解をいただきたいというように思うわけでございます。

○上本会長 はい、佐藤委員。

○佐藤委員 甲山町の佐藤です。先ほどからコスト、コストという話がすごくあったんですけども、私自身にはまだ子どももおりませんけれども、もし子どもが生まれたときのことを考えた場合に、今大体保育所の子の3人に1人がいろんな食物アレルギーがあったりとか、今化学物質の敏感症とかもあったりしまして、民間に、これから食べていくものに関して民間に委託してコスト的に、安くするという方針に進めると、学校給食が食べれない子というのが増えるんじゃないかという危険性を感じるんですね。だから、給食センターを合併することのコストを考えるよりは、まだ学校を合併した方がまだましんじゃないかと思えるぐらい、食べるということの方がすごく重要だと思うんですよ。実際、パンにしても、今の子どもたちというのは、自分たち、親の代からすると卵が入っているか、牛乳が入っているか、それからいろんな添加物が入ってないかどうかというチェックがすごく必要になってきてるんですね。それなのにコスト、コストって言われたら、今子どもたち食べれない子が増えるんですよ。だから、是非そんなコストで話さないでほしいと思います。よろしくお願いします。

○上本会長 はい、松村委員。

○松村委員 世羅町の松村委員です。先ほど言われたときに私も思ったんですが、民間委託ということになると、ちょっと子どもたちに、本当に子どもたちのためになる食事ができるかということ考えたときには、不安な点があると思います。

それから、先ほどの米飯給食については、私は本当にやはり子どもたちにはお米を食べさせたいと思います。で、その食べさせ方なんですけど、白い御飯、まあこんなところで言うのもどうかと思いますが、そういう努力をしてほしいということなんですけど、白い御飯ばかりじゃなくて、結びにするとか、そういうふうな、今お結びが若い人にすごく受け

ていますが、そういう形態にされるとか。世羅町に米飯が少ないとかいうのが、パン屋さんがあるせいかということもあるかもしれないんですが、そのパンが好きという子どもたちに米を使ったパンを作ってもらおうとか、そういう努力をしていただきたいと思います。

○上本会長 松尾教育長。

○松尾教育長 先ほどからいろいろなお意見が出まして、本当に傾聴に値することだと強く心で感じております。基本的に、先ほど給食についての基本理念ということを一つ言われましたし、その中で今のお答えもしてみたいと思います。先ほど小池教育長の方からも話がありましたように、学校給食は学校教育の一環であるということを思います。その中で子どもたちがよりよく生きていく体や精神や態度を身につけていかなければならん、こういう第1点の理念がございます。

第2点は、学校生活において不可欠なものでございます。衣食住の中で子どもたちにとって食は最も大切なことでございますし、今や戦後の給食の歴史を考えましても、学校生活に不可欠なものとして定着しているわけでありまして。それだけに、私どもは教育的意義を考えて、慎重に子どもたちの声や保護者の声や、さまざまな声を十分配慮してやっていかなければならないということを思います。もちろん国の方針や地域の実態というものも考えていかなければなりません。

第3点目は、地域の実態等に応じた方法をとっていかなければならないということを思います。この地域は米作地帯でございまして、まさに子どもたちにとって米というものが大切なものであるということはわかりますし、野菜も非常に豊富なところでございます。地産地消の考え方というものをいかに取り入れていくかということも非常に大切なことであり、東京都の給食と世羅郡の給食が同じような内容であってはならないということを思います。

第4点目は、先ほど合理化の話が出てまいりましたが、学校給食の質は低下させてはならんということを思います。子どもの大切な体を育て、心を育てていく、そういう一つの教育的な意義があるわけでございますので、そういう点においては十分配慮して考えていかなければならない。

以上のことを踏まえて、17年度において十分時間をかけて給食運営委員会の中で検討し、幅広い意見を吸収しながら、当新町においてふさわしい給食形態を考えていかなければならないと、私は強く感じております。

以上でございます。

○上本会長 はい、新井委員。

○新井委員 世羅町の新井です。先ほどから教育委員会の方から、学校給食は教育の一環ということを常に述べておられますが、私は孫がおるんですが、学校から帰ってきて田んぼへ出るとか、米づくり、野菜づくりがどうならということは一切見んのんですが、学校教育じゃどういような指導をしょうてんです。そこらが全然できとらあで、学校給食は教育の一環、一環と言われるんがどうも不思議でならんのんですが、学校から帰ってきて家の中やこもりゃテレビゲームを見たりなんかする。農業新聞なんか見たら都会の子供らは稲作りなんかでも素足で入って、実際体験しようるところがあるのに、この田舎で何がそれができないんじゃないか。そこらで教育の一環、一環と言われるんと一致せんのですが、そこらはどういような考えですか。ちょっとそこらをお聞きしたいと。

○上本会長 松尾教育長。

○松尾教育長 確かに、一環という言葉は私どもは共通して使いました。教育の一環というのは、一つは給食を通して食事のありがたさというようなものを心で感じたり、健康、安全についての教育的な意義を理解させたり、さらには給食のマナーについて理解をさせるといったような側面がございます。いわゆる心の側面と態度の側面、そういう知行同一の方向性で指導しているわけでございます。給食の時間はあくまでも教育課程の中に入っておりまして、担任教師が給食指導をやっているわけでございます。

しかしながら、先ほどこの農村地帯にありながら、子どもたちが家に帰っても農業というものを理解してないし、体験もしてないということでございます。これはまさに学校教育の責任もございますが、しかしながら家庭の中でいかに子どもたちに体験させていくか、そういうことも家庭の中で考えていかなければならない側面でもあるかもしれません。

今、米づくりにつきましては、小学校4年生の社会科の中で米づくりというものが出てまいります。子どもたちはその中で、これは勉強の形で見に行ったり、自分も実際学校の実験田で作ったり、そういう体験はしているわけでございますが、世羅郡の実態に応じて子どもたちが心の底から農業体験をしているという実態は少なからうと思います。そういう面におきましては、学校教育においてさらに体験活動を重視しなければなりませんし、家庭においてもそういうような位置づけをしながら、世羅郡らしい教育活動は今後展開していかなければならないと思います。

教育の一環と申しましたことは、ただ単に態度的な側面ばかりではなくて、食について

の感謝の気持ちや心を育てていくという、そういう側面の指導を担当教師が日々やっているわけでございます。どうかその点のご理解をいただきたいと思います。

○上本会長 はい、溝上委員。

○溝上委員 コスト、コストと言ってちょっと申しわけないような気がするんですけども、先ほどの説明の中で世羅町は嘱託職員さん、世羅西町は臨時職員、甲山町は町職員さんとおっしゃったんですかね。いわゆる人件費まで含めると、倍、半分以上の差があるということなんです。してみると、いわゆる世羅西の臨時職員さんが作った給食はまずいということでもないわけなんですよね。安いからまずいということでもない。倍の単価がかかっておるからおいしいということでも、安全だということでもない。となると、これはどのように調整、恐らく合併されると、片や甲山町の職員さんは非常に高い給料で仕事をしておる。同じ仕事をするのに世羅西さんは非常に低い賃金で働かされると。これはおかしいんで、こういうことをわかりやすく、そうしてこれがコストの原点であるということをやっぴりもっとわかりいいように説明していただきたいと思うんですが。

○上本会長 今田副幹事長。

○今田副幹事長 先ほど今のコストのお話が出て、いろいろなご意見があったようですが、今、コストと言いましたように、学校給食におけるコストというのは原材料費の問題で、コストと申しますか、料金と申しますか、学校給食費が若干異なっているという大きな問題と、食事として提供するできた料理のコストの問題と食材との問題が、余りちょっとごっちゃになっているところもあるんですが、今の議論として今3町では少し米飯の問題とパンの問題とか、野菜の供給する部分で若干のコストが違うという議論の中で調整をする項目と、それから給食の形態そのものを見直して、どういうふうにしていこうかという調整の問題、2つの問題と、それからいろいろ今食材を中心として食に対する安全の考え方というのがより大切になってきておりますので、ただ正職員が調理をする問題と臨時職員が調理をする場合の食の中身の問題というのは、まだまだいろいろと検討する余地があるかもわかりませんが、そうした全体のコストの見直しというのが、今から行政改革という時点においては当然考慮すべき点だろうというふうに認識をして、教育委員会とも調整をとってやっていきたいというふうに考えております。

○上本会長 はい、板東委員。

○板東委員 世羅町の板東です。お尋ねしたいと思うんですが、滞納額があると、給食に対して滞納されている、それを合併時まで整理するという話がありました。これ極端

な話をさせていただくと、ある校区に限っては滞納額ゼロと、ある校区に限っては滞納額が多いという複雑な問題が入っていると思います。給食費の徴収方法がまずいのではないかと。金融機関、取扱金融機関、振り込みの金融機関がおかしいのではないかとといういろんな問題があるかと思うんですが、どういう問題を持たれているか。

私たちの世代というのは、もう最初から給食で大きくなっています。米飯給食のとき楽しくて、楽しくてしょうがなかったんです。パン1個じゃ足りないんで、御飯を大盛りにして持って行って食べてた。もったいないから必ず弁当箱は空にして帰るということを私の世代はやってます。食に応じた弁当、量を持っていけるというのが楽しくてしょうがなかったんですが、子どもを持っている世代として1つ提案させていただきたいと思います。できれば弁当にさせていただきたい。米飯、米を持っていくことをお願いしたい。その子に合った食生活もできると思いますし、動きもできるかと思えます。パンよりも米を、ファーストフードよりもスローフーズ、米で育てていきたいなと思ってますので、できればご検討をお願いします。

まあ、滞納額については、各教育長さん、把握されていると思いますので、できればご検討なり、発言をお願いしたいと思います。

○上本会長 小池教育長。

○小池教育長 給食費の滞納ということについて、お答えをしたいと思います。

今、委員さんの方からご指摘がありましたように、地域によってこの滞納額というのはかなり大きな差がございまして、ほとんどない地域もございまして、滞納があるという地域もあるわけがございまして、実態といたしまして。やはりこれの徴収ということに、給食費の徴収ということについても一つは問題があるというように思っておるわけがございまして。やはり、私、世羅町でございまして、世羅町の場合、やはりこの振り込みという方法で徴収というようなことになって滞納が増えたというようなことも聞いておるわけがございまして、やはりこの徴収のあり方ということもやはり考えていかななくてはならないというふうにも今思っておるわけがございまして、といたしましてやはりこの滞納ということにはあってはならないこととございまして、校長を通しまして全額徴収という方向で取り組んでまいりたいと、かように思っておりますので、よろしくお願いをしたいと、かように思います。

○上本会長 はい。いろいろ意見をいただいておりますが、各町の町長がおるんで、一人一人というご意見もございましたが、あえてそういうことをしなかったというのはいろ

いろいろございますが、かなり調整項目が多ゆうございますんで、即発言も難しい。それでもまた各議会の中でおいて合併までいろんな議論をしていただいて、皆さん方のおっしゃっております内容を踏まえた中で議論も深まって、教育委員会との調整も進んでいくんだというように思いますんで、ご理解を賜ればと思います。

さらに踏み込んでのご意見ございますでしょうか。

はい、藤井委員。

○藤井委員 藤井でございます。3番の項の遠距離通学の助成制度、これを合併年度は3町がそれぞれ継承して、合併翌年度というふうに言われておるんですが、合併年度といいますと16年10月ということで、翌年の3月が16年の終わりということで、合併して6カ月間ですね。17年4月からは新しく甲山町、世羅町の例を参考に新たに定めるというふうに説明をされておるわけですが、その定め方、どのような機関でそれを審議されてご決定になるのかということですが。まあ、時代とともにもちろん変わっていくというのが世の中の常であるわけですが、世羅町におきまして中学校を町全体で1つということで議論が随分なされまして、これ確か条例を制定したはずですが。町条例で通学の援助をするということを決めておるわけですが、学区ども変わったり、新しく中学校がどういふふうに学区を定めてやるということになれば、当然その助成制度も平行して変わってくるだろうとは思いますが、全然学区は変わっていない。それから、通学の状態がどうなのかといえば、むしろ当時よりは悪くなっておる。というのはどういうことかということ、交通量が大変多くなっておる。道路整備は、歩道はあるところとないところがある。そういったことを考えて、バスの便はどうなのかといえば、非常に少なくなっている。むしろ当時よりもバスの便は少なくなっている。そういった中で、簡単に新町ができて6カ月ほどしたら新たに定めるというようなことでいいのかなという感じがしております。というのは、世羅町にそういう制定をしましてから後に2回ぐらい、ちょうど私も行政審議会の委員をしておるときに教育長が提案されまして、友近町長の時代だったときに猛烈な反論が出まして、町長も一緒になってこが提案することがあるかというて、いうようなことも起きたことがございます。それは、私もその場に審議会の委員としておったわけですが。そういった意味のものをどういふ、まあ合併したんだから新しく協議して決めるんだという、言えはそれで結構だというふうな考え方もあるだろうと思うんですけども、合併を機にいろんなことを考えながら新しく物を決めていくということは結構ですけども、経過、どういふわけでこういふぐあいになったか。例えば12キロも13キロもあるところ

から、非常に現代は少子化でたった一人が夜暗くなってもじゃ自転車で帰らせていいのかという問題もございます。交通量の問題もございます。いろんなことを考えて、こりゃ非常に軽率というていいか、もちろん軽率じゃないわけでしょうが、非常に慎重に審議なさるわけでしょうが、合併後6カ月たった後にどういう決め方で通学制度についてのお考えがあるのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○上本会長 金尾副幹事長。

○金尾副幹事長 答えたいと思います。

通学助成につきましては、先ほど藤井委員さんが申されましたとおり、各町ともいろいろな経過があつてのことだろうと思います。この調整内容では、合併年度は3町の制度を継承しということで、翌年度から甲山町、世羅町の例を参考に新たに定めるということですが、今いただきました意見等を十分に取り入れて、こういった決定がなされなければならないというふうに思います。

先ほども紹介がございましたように、世羅町におきまして過去に改正をしようしたときの経緯等も私もお聞きしておりますので、そういった事情が、決定の場面でそういったことが報告できるようなところも必要ではなかろうかと思えます。いずれにしましても、この問題は非常に大きな問題であるというふうに私はとらえております。

中学校3年間ということで、今中学校に通っている、特に保護者の立場に立った場合、今の保護者でこのことを決定することにはならんというのが出てくるであろうと思えます。後々の、今小学校へ通っている子どもたちの保護者の方等の意見も必要なのかもしれない。そういったことも踏まえて、合併後の、新たに定めていきたいという気持ちであります。

○上本会長 黒木委員。

○黒木委員 遠距離通学の補助金の問題、補助制度の問題でございますが、今藤井委員さんの方からお話ございましたが、私はちょっと若干考えが違うんですけども、甲山中学校は43年4月に合併しましたからもう35年経過してます。それから、世羅中の場合は46年4月に一遍統合しましたけども、いろいろ問題があつて、再度統合したのが52年4月です。これからもう既に26年経過している。で、世羅西の場合は世羅西とつながっておるが、その後合併をしております。それで、学校統合というのは非常に難しい問題だということは皆さんよくご存じのとおりでございますが、政治的な配慮もするということがあつて、今見ますと世羅町が非常に手厚い制度を適応しておるのは事実だと思います。

それから、難しかったということもあって、その辺の事情はよくわかるんですけども、その今の状況を見ますと、この前の説明では、甲山町に合わせたら世羅町分が2, 100万円の減になる。それから、もし世羅町に合わせたら甲山町、世羅西町の影響分はプラス2, 000万円だと、こういうお話でございました。これもコスト、コストというて申しわけなんですけども、まずどのように調整をなさろうとするのか。恐らく今までのパターンでいけば、一番手厚い世羅町のパターンにそろえられるとすれば、現在全然補助制度を適応してない世羅西にも適用されるでしょうし、さらにヘルメットの補助など全部適応していくということになると、先ほど申しますように2, 000万円の増になると。果たして、この制度を今の時点で高い方へそろえるのがいいのかどうか。世羅西町は来年4月小学校を統合されます。この小学校を統合されることについて、スクールバスを運行されるのかどうか、よく聞いておりませんが、恐らくこれから甲山も世羅も小学校の児童減に伴う統合というのは避けて通れないだろうと思います。そのときに世羅西町の統合のことが一つの経験になりますでしょうし。ですから、むしろ中学校はこの際通学費の補助を一切やめると。そうはいいまして、先ほど藤井委員さんのお話がありましたいろんな経緯がありますので、そうはいかないだろうと思いますので、統合した時点では少なくとも凍結すると、凍結しておいて、もうちょっとじっくり考えて縮小、廃止をすると。そのことによって2, 000万円の、甲山にそろえると2, 000万円減ということですから、その1, 000万円か2, 000万円か3, 000万円になるか知りませんが、それをほかの教育的な、あれですね、充実に使っていただけた方がいいんじゃないかと。子どもは、中学校の生徒は自転車で行くことが、当たり前じゃないんでしょうかね、少なくとも。喜んで通うんじゃないかと思うんです。私の子どもが中学校統合するときに、自転車で行くというたら喜んで行くんですよ。自転車に乗ることが。あのことを思えば、交通量は多くなりましたでしょうが、道ははるかによくなっております。中学校なんかで果たしてバスを使うことがいいのかどうかというふうなこともありますし、だからそういう意味において、十分その中身を検討されて、それまでは現状で据え置いて、それから将来的な展望としては縮小、廃止へ向けていくというふうなのが、いいんじゃないかというふうに思うわけでございます。

○上本会長 金尾副幹事長。

○金尾副幹事長 具体的に2, 000万円というような金額も出たわけではありますが、世羅町といたしましても、この件につきましてはバス会社さん等とのご協力によりまして、

700万円ばかりでありますけど減になると、来年度から減になるであろうというふうに思っております。これは定期バスというんですかね、そういったものに振りかえていくというふうなことで、そういった努力はしておるところでございます。いうふうな努力をしておるということを申し上げさせていただきたいと思えます。

また、世羅町の児童・生徒の状況を見ますと、バスをおりてからまた数キロ通わなくてはならない。自転車であるいは徒歩でというような状況であります。ですから、バスをおりてから、あるいはバスに乗るまでの間が非常に遠距離であるといった子どももおりますので、そういったところも慎重な対応が必要であろうと思っております。

○上本会長 ほかに。これについてでもいいですから、ありませんか。

はい、黒木委員。

○黒木委員 先ほどもあったんですけど、甲山町、世羅町の例を参考に新たに定めるというたら、まだこれ決まってないわけ。決まってないけども、この条項については協議会でオーケーしてくれということですか。

○上本会長 はい、山口事務局長。

○山口事務局長 黒木委員のご質問にお答えをいたします。

ここに上げておりますように、甲山町、世羅町の例を参考に新たに定めるということでございますので、当然協議会のこの場で出た委員の皆さんのご意見等も当然踏まえた中で、関係をしている当然保護者なり学校の関係者、こういった方々を中心としてご意見等を聞きながらこの補助制度というものについては参考、あくまで参考にして定めていくというもので、ここにご提案をしているということでございます。ですから、甲山町の例でいくとか、世羅町の例で明らかに示したのではなく、この両町にある例を参考にこれから新たに定めるということでご理解いただきたいと思います。

○上本会長 ですから、今まで申し上げたように、このままで確認させていただくと文面のおりの取扱いになりますが、いろんな意見が出ておる中で、これでは納得できないということになれば、確認ができないということになっていく問題だというように思えます。

いかがさせていただきますでしょうか。

いろいろご意見はいただいて、はい、溝上委員。

○溝上委員 これは世羅町、甲山町の例を参考にと、世羅西は例にはならないという。

○上本会長 世羅西は支給しておりませんので。

○溝上委員 そのことは参考にはしないということですか。

○上本会長 そのとおりのことを示しておるんだと思います。

○溝上委員 そうですか。よくわかりません。

○上本会長 黒木委員。

○黒木委員 いや、溝上委員がおっしゃるとおりだろうと思うんです。ですから、世羅西町には今まで何にもないけれども、今度は必ず通学費の補助が出るということになるだろうと思うんです。

○上本会長 このままで行けば、そのような取扱いになると思います。

○黒木委員 だから、これを確認しますと、必ず通学費は、3町というんか、新しい町の中学生には何かの補助金が出ると、中学生の保護者ですね、保護者に、というふうに理解を。

○上本会長 そのとおりの確認事項でございます。

○黒木委員 ああ、そうですか。

○上本会長 荒瀬委員。

○荒瀬委員 今まで協議してきた内容の中で、敬老金なんかは高い方へ合わせるということで、ずっと今まではすべてそういうお答えでした。不利にならないように。合併によって不利にならないように。必ずこの答えが質問の中でそちらの方から返ってきたんですけど。今までの流れの中でいきますと、当然一番いい内容の中に合わすという提案があつていいような気がするんですけども、これがそうになってないということの、私はその前のときと今の分と考え方の違いというのがわからないんですけども、それについて事務局の方からどういう基準でその判断をされているのかということについて、ちょっと教えていただきたいと思うんですけど。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 荒瀬委員のご質問にお答えをいたします。

ここでの調整の基準でございますが、先ほど荒瀬委員も言われましたように、合併協議の大きな調整方向ということでは、従来からサービスは高く、負担は低くというこういった形での協議調整でご提案申し上げてきたところでございますけども、先ほど黒木委員の発言にもありましたが、影響額が非常に多ゆうございます。影響額が多いといえますのは、甲山町の例でいった場合、世羅町の例でいった場合との影響額を計算しますと、約2,000万円の増と、2,000万円の減、といえますと4,000万円から影響額が

あるわけでございます。この制度そのものは従来からその町の合併といいますか、学校統合によりその当時の地域の方々のご意見等を踏まえながら制度が構築されてきたという経過がこの補助制度にはあるわけでございます。そういった中で、どこの制度にとってもそれなりの過程があつて決まった制度であるということは、一つ言えるであろうということがございます。しかし、先ほど申しましたように4,000万円からの影響額があるものについて、それではどこの例でということをご提案するということは、4,000万円が例えば10年いけば4億円という、こういった影響額が出てくるわけでございます。したがって、両町にある制度を、そしてこの補助制度を作ることにより一定の統合に理解をいただいた過程を大切にする中で、一定の制度を新たに定めていくということの方向性でここにご提案をしているということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○上本会長 荒瀬委員。

○荒瀬委員 ちょっと理解ができないんですけども、金額で4,000万円ということはずっと私には理解できません。その補助金が出ている目的がどの程度その人にとって必要であるかということが基準であると言われればわかりますけれども、影響額が大きいからという、そういう回答ではちょっと納得できないんですけど。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 ここで私がご説明申し上げていることは、あくまでもサービスは高く、負担は低くという合併協議を進める上での基本線から、なぜこのことについてサービスの高い世羅町の例ということでの提案にならないのかというのがもう一方では当然議論されるべきことだろうと思います。といいますのも、荒瀬委員の言われますように、その制度そのものによってサービスを受けている側のサイドで当然考えられるべきことであろうということもあるわけです。がしかし、その一方では同じ補助制度でありながらそこに従来やっている制度との差が、影響額というものも当然これも考慮に入れながら、今までも提案をしてきているところであるということもあるわけです。といいますのが、影響額が大きいからこの分については高い方に合わせないとか、そういうことではなくて、影響額が多い分、それだけ住民サービスにとっても大きな影響がある、そういう制度だという位置づけの中で、新町においてやはりそういった両町の制度をにらみながら、どういう制度が望ましいのかということも踏まえて、新しい新たに定めると、参考にしながら決めていこうと。当然、それでは新町においていろんな方々のご意見を聞きながら定めましょうと。先ほど来からあるように、世羅西町にはこういった制度はございませんが、世羅西中学校へ

通う、通学区域にある子どもたちにも同じような制度を適用することによってやっていこうという方向性で、今回提案をしているということでございます。

○上本会長 はい、荒瀬委員。

○荒瀬委員 今のご説明をいただければ納得できるんですけども、もっとトータル的に、一回一回提案されるものが一項目、一項目で上がってくるから仕方がないんでしょうけれども、必要であるものと、必要でないものはないんでしょうけれども、必要の度合いの高いものですね、そういうもの、そういうときにそういうことの説明があつてれば私もここでこういう発言をする必要はないわけですけども。ただ、ご回答いただきますときに、金額が高い方へ不利にならないようにというご回答が必ずあつてきているものですから、じゃこれはなぜ、私が、まあ私今こういう対象になる子どもはおりませんけれども、実際中学校へ自転車で通つてまして、ひどいときは4回ぐらいパンクをして修理を出す必要があつたりして、これがあれば本当は親御さんは助かると思うんですよ。ですから、それを抜的に、私にとっては敬老金をいただくよりはこれの方が大事なもののような気がいたしましたので、先ほどのような質問をさせていただきました。

○上本会長 はい、黒木委員。

○黒木委員 最初に私が申し上げましたのは、甲山中学校は合併してもう35年もたつとるんですよ。それから、いろいろ問題がありました世羅町も26年たつとんです。それで、もうこの制度そのものについて見直す時期が来ているんじゃないか。したがって、甲山にしても、世羅にしても、これに合わせるとすれば、そこでまたその制度が決まったらこれを将来検討し直すということは非常に難しいだろうと。だから、むしろ今のまま据え置いて、その間に本質の議論をして、されたらどうでしょうかと。今後小学校の統合等についても影響を及ぼしますでしょうし、本来のあり方はどうだろうかという検討をされた方がいいんじゃないかというふうに思うんです。

以上でございます。

○上本会長 ほかにありますか。

はい、今田副幹事長。

○今田副幹事長 それで今の遠距離通学の問題ですが、私どもも今小学校統合を進めていますけども、大変統合というのは困難な問題を持っております。先ほど黒木委員さんご指摘いただいた、例えば小学校を統合して30年たつても26年たつても、やはり遠いところは遠いんだろうというふうに思いますし、だから新町になって今周辺地域が寂れていく

よというふうな不安の中へある中では、今回提案しているのは世羅町さんの例、それから甲山町さんの例をベースと言わずに、それを参考にしながらどういうふうなものがあったらいいかということを検討するんで、必ずしも世羅町さんの例に準ずるということではないというふうに認識をしております。

それから、世羅町さんにおいても、条例事項としてのこの通学費を設けておられる大きなきさつがあったんだろうとは思いますが、今後こうした合併問題については、大きく言えば、一定の見直しも必要な時期は当然あるんだろうとは思いますが、合併したから距離が短くなったのではないという部分で、今幹事会の方でもいろいろと今後総合的なバス対策等々も検討せざるを得ないというふうな問題もありますけども、そうした点での世羅町さん、甲山町さんを参考にしながら調整をするというのが案でございます。

○上本会長 はい、真野委員。

ごめんなさい。ちょっと順番から井上委員さんの方が先で。いいですか。

はい、じゃ許可いただきましたんで。

○真野委員 済みません。世羅町の真野です。先ほど言われたように、本当に26年たっても条件は変わっておりません。ですから、確かに金額を見れば十分見直しを考えなければいけないでしょうが、地域の理解が得られるように、十分な話し合い、意見を求められた上で解決していただきたいと思います。

確かに、予算上難しいとか、影響額が大きいと言われますが、今助成をいただいている家庭もこれを助成がなしになりますと大変な影響額で、通学できなくなるような子ができないように、教育の環境の状況を整えていただくという面でもよく考えていただいて、検討していただきたいと思います。

○上本会長 山口事務局長がお答えしますので。

○山口事務局長 両者のこういうご意見がございます。ここにご提案申し上げている大きな方向性について、いま一度私の方で説明をさせていただくということでお答えをさせていただきたいと思うわけですけども、まず合併をしてこの両町にある制度をどう取扱うかということが一つの大きな柱になろうかと思えます。世羅西町さんにはないわけですから、ある両町に、甲山町と世羅町にあるわけですから、この制度をどう取扱っていくかということがございます。この制度、そこでこの制度を続けるのか、続けないのかが次のことになろうかと思えます。で、ここで確認をいただきたいのは、こういう補助制度について続けるべきであるということと、あわせて統一をしてい

くと、2つある制度を統一をするんだということの大きなこういう方向性の中で、提案をしているというものです。したがって、甲山町、世羅町の例を参考に新たに定めるというのは、この補助制度については引き続いて新町でも行いますよと、しかし内容については参考にして、新町で新たに定めますよという、統一をしますよという中身で提案をしているということでご理解いただければいいのではないかなというふうに思います。

以上です。

○上本会長 井上委員。

○井上委員 まあ時間も大変過ぎておるんですが、要するに今のを聞いてまして、世羅西町、私世羅西町ですからそういう制度全然なしなんです。なしでやってきてます。立地的には決して甲山、世羅と比較して大変すばらしいとは思ってません。だけどやってます。ただ、この制度、両町の部分を調整しながら新町に引き継ぐんですから、世羅西町にとっては大変ありがたいといいますか、ゼロだったものが1,000円なり2,000円なりいただくんですから、結構なことではあると思います。だけど、過去において行政がそういった、こういった住民に対しては非常に優しいといいましようか、手厚い制度を作ることによって、将来において非常に負担になる部分が結構あるんです。世羅西町の中にもありました。やはりこういうことが起こってきた時点というのは、統廃合等々が絡んでくると非常にこういったことが浮上してくる。そこでは条件になってしまう。条件をつけて賛成、反対になる。その結果がこうなんです。多分。歴史は知りません。だけど、今になってこうやって町村合併という事態を迎えたときに、例えばじゃ皆さん世羅西町にだけこの制度があって、世羅、甲山になかったらどう考えてくれますか。それと一緒になんですよ。

だから、やはり制度を見直すときには本当に慎重に考えてほしい。プラス・マイナス2,000万円。だけど、なかったらそれ以上要らんですよ。世羅西町に全部合わせたら、プラス・マイナス2,000万円どころじゃないと思います。だけど、この制度を継承していったら、多分プラス2,000万円になったり、マイナス2,000万円になったり、世羅西分が増えるんですからまだまだ変動はあると思うんです。だから、そういった金であって、未来永劫に世羅郡が引き継ぐ制度だから慎重に考えてほしい。だけど、過去においてはそれぞれの地域によって物すごい戦いがあったはず。この金額に関しても。それも尊重しなくてはならない。だけど時代の変化を一緒に考えなくちゃいけない。だけど、今の会長が提案しているのは、これは新町になってから新しい議会で決まるんで

すよ。新しい町長の中で決定していくことなんです。だから、方向性だけを今言ってるんですね。だと思います。すべて事務局もそうだと思います。この中で決定したら大変なことになると思います。あるいは世羅町の制度に合わせなさいって、この中で決めたらこれもまた大変なことです。甲山町の制度に合わせなさい、世羅西の制度に合わせなさいといっても大変なことになると思うんで、ただそういった方向で進めますよ、今執行部といいますか会長が出しているのは、廃止はしないですよ、この制度は継承しますよ、形はどうなるかわかりません、その形については新たな町で新たな町長と議会とで決めてくださいということですよ。方向だけだと思うんで、そのときに、例えば私が思っているのは、この法定協が執行部に対してお願いしておくことは、慎重に考えて金額とかいろんな方法については制定をしてほしい。一たん誤ると将来、未来永劫にわたって非常に難しくなると思います。それは必ず住民が絡んでますから。行政の負担部分を削減しなさいどうこうっていうのは執行部とけんかすればすぐできるんですが、住民の皆さんが絡んでくると大変なことになる。今まで調整します、サービスは高く負担は低くってやった部分も、将来の議会が皆すべて見直しをしなくちゃいけない。それはすべて住民の皆さんに返ってきますよ、たちまちの出発点では一番楽な方法でしていきましょう、予算は多く要りますよっていうのは皆さん全部わかってるでしょう。その中で合併に向けて確認だけをしておると思ってます。だから、今事務局が言ってるのは方向だけであって、会長が確認と言ったりしてるが、その方向性だけであって、予算が幾ら、何がどうこうっていうことは未知数だと思います。そこは僕らが理解してこの確認をしていかななくちゃならない、それで意見を付議するところがあったらしっかり意見を付議していった方向を間違わないようにしなくちゃならないというのが主だと思いますので、ひとつ、私が答弁することはないんですが、だと思ってます。

○上本会長 はい、黒木委員。

○黒木委員 今の井上委員さんのご認識ですと、新しい町長が決めるのならここへ縛りをつけて新しい町長へ任せることはないんです。だから、新年度において定めるところいうふうに決めてありゃええんで、というふうに私は理解するんですがね。ですから、統合までにこのことは決めるんだというふうに理解するんですが。どちらですか。先ほど井上委員が…

○黒木委員 いや、新町長が決めるんでなくて、もう新町長は、形の上じゃあ確かに職務執行者が決めるんですが、それまでに案はできるということでしょ。いやいや、合併年度は今のままですが、新年度からは甲山町、世羅町の例によるという縛りをかけて新町長さんが

決めるんですよ。新町長さんはゼロという決め方はできないんです。というふうに理解するんですがね。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 黒木委員のご質問にお答えをいたします。

この制度についての大きな方向性をこの協議会へ出していただきたいということで、先ほども説明しましたが、この制度については、こういう補助制度については新町においても引き続いてしましようという方向性が1点、それで内容についてはあくまでも今ある制度、甲山町、世羅町には制度があるわけですから、この制度にはいろんな思いがあってこの制度がそれぞれの町で制定され、今まで実施されてきたという経過があるわけです。したがって、その制度を参考にして新しい町長のもとで新しい町議会のもとでご決定をいただきましよう、合併翌年度に新たに定めるというものです。ですから、内容については町長の方で、新町長なり新町の議会の中で十分ご審議いただき定めていかれるという一定の方向性をここでは出していると、引き続いてこの制度はやりましようという方向は合併と同時に当然引き続いていましようという方向性の確認をお願いしたいという提案でございます。

○上本会長 ご理解いただけましたでしょうか。

黒木委員。

○黒木委員 今までの確認事項とそこちょっと違うんじゃないですかね。今までの確認事項ですが、合併年度は承継し、それについて新年度からは統一する、何々の例によりということになつとるわけですよ、今まで。今度は甲山町、世羅町の例を参考に新たに定めるとしたら、いやちょっと具体的にその時期のずれですけども、10月1日に統合しますね。そしたら、10月分の通学費の補助出すでしょう。それはどうやって出すんですか、ほいじゃ。9月までに決めとかないけないんでしょ。

○上本会長 山口事務局長。

○黒木委員 ああ、ごめんなさい、ごめんなさい、翌年度ですね。ごめんなさい、それは3月まで出るんですね。しかし、新町長さんが新しい議会へ諮って決めるというふうにおっしゃいましたね。今までのパターンもそうなんですか。いや、よくわからないんですがね、今までのパターンも合併年度は従前の例による、それから新年度から翌年度からするというのは10月に職務執行者が出られて、そこでほとんど、先ほどの説明もありましたが、ほとんどの案件については町長さんが専決処分されるわけでしょう、職務執行者が。ですから、そのときには条例ができてるわけですよ。したがって、合併年度まで、ここも合併する9月

30日までには全部決めておいて、そして新しい町長さんが決めるというのは議会へ諮って
じゃなしに、専決処分するんじゃないんですか。違うんですか。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 黒木委員のご意見ですけども、若干違いがございます。

まず、整理をいただきたいのは、合併年度が3町の制度を承継しということになりますので、これは暫定で両町にある制度を暫定施行という形で引き継ぎます。したがって、世羅町地域、甲山町地域についてはこの制度は合併年度末の暫定ということで施行をすることになります。その間に新しい町の町長が一定の両町の制度を参考にこういう補助制度で望ましいのではないかと案を作成をし、新町の議会に条例という形で提案をされればそのことによつてその新町の議会が議決をいただくという、こういう運びになろうかと。したがって、その議決をいただいた中身において合併翌年度の予算の中でその補助制度の予算額が計上されていくと、こういう形になろうかと思えます。

以上でございます。

○上本会長 いいですか。わかりました。

後藤委員。

○後藤委員 世羅町の後藤でございます。私も世羅町の外れに住んでおるわけですが、やはりこのときに、中学校の新しい統合のときに真ん中へ置くという議論もあつたんですよね。そこへ決まったら今回のようないろんな問題はなかったと思いますが、事情があつて端へ決まりました。これのことについて歴史的に考えても大きな損失だつたのではないかなあという感覚はしますが、現実として合併しても中学校の位置は近づかないわけですよね。環境の違いの中で各町で別にされますけど、世羅の地区には世羅中学校があつてこういう状況であると、環境全く変わらないうちに助成金、あのときの住民運動といいますか、相当なものがありまして、おさまっていることを期待しますが、このことがこれからの問題に大きく影響するような可能性もないとも限らないと思えます。だから、これ、この協議の中で決まって、最終的に結論が出るより、やはり新町なりで住民の意見も聞きながら慎重な検討されて、納得できる解決方法をとっていただかないと、この問題、補助制度のない中心に置かれたとかということは正しい判断だつたと思えますが、世羅町、現実としてこういう事情が残っておるわけですよね。そのこともやはり考えてあげたいと思えます。

○上本会長 ちょっと意味合いがよくとれないんですが、即確認は難しいということなんでしょうか。

○後藤委員 このことで確認、即新しい制度になっていくということでは、だから住民の納得いく方法を議論された後に決定をしていただきたいということです。

○上本会長 中身はこれでいいけど、確認は必要ですよということでしょ。それは当然あると思います。

整理して山口事務局長が答弁します。

○山口事務局長 後藤委員のご発言でございますが、お聞きをしておりますと、この内容で確認でいいと、ただ後藤委員の発言では新町において合併年度はこの3町の制度は引き継いでいるんだが、その間に十分にご意見等を踏まえて新しい町の制度としてこの制度を設けていただくということのご意見であったようにお聞きをしておりましたが、そういうことで考え方としてはこの制度を引き続いてやっていくということと、統一した制度を設けるということの提案内容であるということでご理解いただきたいというふうに思います。

○上本会長 大分慎重にご議論いただいておりますが、確認作業に入らせていただきますでしょうか、継続ということにさせていただきますでしょうか、どちらにしましょうか。もう議論は尽くしたという、大体おおむね了解できたということの方で確認作業に入らせてもらっても、はい。いろいろ慎重にご議論いただいて、協議第52号につきましてもいろいろ提案をされた、ご意見を賜りましたことを我々も受けとめて、このことについて確認をさせていただきますと、以上提案どおりでということでございます。よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 はい、ありがとうございました。

それでは、少し時間をとりましたが、ちょっと時間経過しましたので、ここで6時15分まで10分間休憩させていただきます。

午後 6時05分休憩

午後 6時15分再開

○上本会長 失礼いたします。それでは、休憩を閉じて再開させていただきます。

続いて、協議第53号の第12回世羅郡三町合併協議会の日程について事務局より説明いたします。

○山口事務局長 資料33ページをお開きください。

協議第53号第12回世羅郡三町合併協議会の日程について。

第12回世羅郡三町合併協議会の日程について提案する。平成15年8月25日提出。

世羅郡三町合併協議会会長上本仁志。

第12回世羅郡三町合併協議会の日程について。第12回世羅郡三町合併協議会は次のとおり開催する。

日時、平成15年9月9日火曜日午後1時30分。

場所、せら文化センターでございます。

この提案は、冒頭会長のごあいさつにもございましたが、協議事項の内容が多い、一定程度十分協議いただくことも多くなっておりますし、一度に提案することよりも分けて提案し、十分協議をいただくということで9月については通常水曜日、第4水曜日ということであるわけでございますが、9月9日を提案をさせていただいております。

以上です。

○上本会長 以上が協議第53号の説明でございます。

日程につきましてご質問、ご意見ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ありがとうございます。

それでは、第12回世羅郡三町合併協議会の日程につきましては、以上のとおり確認いただいたことにさせていただきます。ありがとうございます。

続いて、次第3(3)の提案事項に移ります。

提案事項につきましては、本日は提案内容の説明と質疑のみを行い、協議、決定は次回の協議会に行ってくださいことになります。

それでは、協議第39号の2保健衛生の取扱い(その2)について事務局より説明いたします。

○山口事務局長 資料34ページをお開きください。

保健衛生の取扱い(その2)について。

保健衛生の取扱い(その2)について提案する。平成15年8月25日提出。世羅郡三町合併協議会会長上本仁志。

保健衛生の取扱い(その2)について。

1、ごみ収集処理関係について。

(1)として、ごみ収集処理関係の情勢については、合併年度は3町の取扱いを承継し、合併翌年度から次のとおりとする。

1、ごみ収集ステーション設置補助については、世羅町の例により実施する。

2、ごみ奨励金については、地域活動助成金として再編整備し合併翌年度末をもって廃止する。

2、指定ごみ袋については、15リッター、30リッター、45リッターとし、料金については3町の例による。

3、一斉美化活動については、世羅町の例により実施する。

2、下排水処理関係について。

下排水処理関係の助成については、合併年度は3町の取扱いを承継し、合併翌年度から次のとおりとする。

(1) 下排水路の掃除補助については、地域活動助成金として再編整備し、合併年度末をもって廃止する。

(2) 合併処理浄化槽設置に対する助成については甲山町の例による。

という提案内容でございます。

資料36ページはごみ処理関係の調整内容でございます。ごみ処理関係助成については、3町で実施しておりますが、ごらんのとおり3町に違いがございます。

不燃ごみ収集ステーション設置補助については、甲山町にはございません。世羅町と世羅西町で実施されておりますが、補助額に違いがございます。

可燃ごみ収集ステーション設置補助については、甲山町にはございませんが世羅町と世羅西町が同額の補助額で実施しております。

ごみ奨励金については甲山町においてごみの分別収集の普及を図ることから奨励金が交付されております。ここでの調整はごみ処理関係の助成については合併年度は3町の取扱いを承継し、合併翌年度からごみ収集ステーション設置補助については1カ所5万円の世羅町の例により実施するものとし、ごみ奨励金については後ほどご提案します地域活動の取り扱いで地域活動助成金を再編整備することで対応することから、合併年度末をもって廃止するという案でございます。

不燃ごみ、可燃ごみの収集ステーション設置補助の調整による影響額は約60万円でございます。

指定ごみ袋については、甲山町と世羅町では違いがございません。が、世羅西町において15リッターの50円があります。45リッターがそのかわりございません。ここでの調整は指定ごみ袋については住民の利便性を考慮し、15リッター、30リッター、45リッターとし料金については3町の例によるという案でございます。

一斉美化活動については、甲山町では河川清掃が6月に、世羅町は環境美化の日を9月第1日曜日とし、条例を設けて取り組んでいます。世羅西町にはございません。ここでの調整は一斉美化活動については、条例のある世羅町の例により実施するという案でございます。

続いて、37ページは下排水処理関係の調整内容でございます。

下排水路の掃除補助については、世羅町において実施されておりますが、甲山町、世羅西町にはございません。ここでの調整は後ほどご提案します地域活動等の取り扱いで地域活動助成金を再編整備することで対応することから、合併年度末をもって廃止するという案でございます。

続いて、合併処理浄化槽設置に対する助成については、世羅町と世羅西町は同額で実施しておりますが、甲山町と違いがございます。ここでの調整は、水質、浄化等による環境保全の上で合併処理浄化槽の普及を図る観点から、補助額の高い甲山町の例によるという案でございます。この合併処理浄化槽設置整備事業の調整による影響額は、約1,200万円となります。

以上で提案説明を終わります。

○上本会長 以上が協議第39号の2の説明ですが、これにつきまして質問がありますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 甲山町の鈴木ですが、下排水処理等関係のところちょっと教えてください。

10人以上の補助限度額のところが、甲山町90万6,000円ですけども、世羅町、世羅西町なしというのは、かかっただけ補助しますよということですか。

○上本会長 金尾副幹事長。

○金尾副幹事長 世羅町の場合でありますけど、限度額を設けてないと。ですから、10人槽までしかないという取り方をさせていただければと思います。

○上本会長 世羅町も世羅西町も同じという考えです。よろしいですか。

○鈴木委員 ですから、10人槽以上のものについてはなしということですね、補助はなしと。

○上本会長 他に質問がございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ないようですから、協議第39号の2の保健衛生の取扱い（その2）につきましては、次回協議会で協議、決定をしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは次に、提案事項、協議第54号社会教育関係の取扱いについて、事務局より説明いたします。

○山口事務局長 資料38ページをお開きください。

協議第54号社会教育関係の取扱いについて。

社会教育関係の取扱いについて提案する。平成15年8月25日提出。世羅郡三町合併協議会会長上本仁志。

社会教育関係の取扱いについて。

社会教育については、町民が生涯をとおして生きがいを持って生活できるよう、いつでもだれでもどこでも自由に学習機会が得られるよう生涯学習推進体制の整備と充実を図る。

1、社会教育関係事業について。

(1) 社会教育における各種行事、生涯学習講座及び文化事業については、引き続き振興を図り効果的な運営が行われるよう新町において調整する。

(2) 社会教育委員については、新町において新たに設置する。

2、公民館について。

(1) 公民館の運営体制等については、公民館を地域における学習・交流の拠点として、地域に根ざした活動が一層展開できるよう新町において統一する。

(2) 公民館運営審議会については、合併時に廃止する。

(3) 公民館事業については、現行のとおりと新町に引き継ぐ。内容等については、効率よく実施するため新町において調整する。

3、体育関係事業について。

(1) 体育関係事業については、引き続き振興を図り、効率的な運営が行われるよう、新町において調整する。

(2) 体育指導委員については、新町において新たに設置する。

(3) スポーツ振興審議会については、新町において新たに設置する。

4、文化、図書館事業について。

(1) 指定文化財については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

(2) 文化財保護委員会については、新町において新たに設置する。

(3) 図書館の運営等については、住民の利便性を考慮し、新町において調整する。
という提案でございます。

資料40ページは、社会教育関係の調整内容でございます。社会教育関係事業については、40ページから43ページまで、3町の事業を掲載しております。社会教育総務に関すること、生涯学習推進に関することなどに分類し、3町の状況を掲載しております。ごらんいただきますように、各種社会教育関係事業を実施しているということであり、ここでの調整は、これらの社会教育における各種行事、生涯学習講座及び文化事業については引き続き振興を図り効果的な運営が行われるよう新町において調整するという案でございます。

43ページの社会教育委員については、ごらんのとおり定数と任期を掲載しております。定数については、3町に違いがございます。ここでの調整は、社会教育委員については新町において新たに設置するという案でございます。

続いて、資料44ページは、公民館関係の調整内容でございます。公民館については、ごらんのとおり3町でございます。公民館は、財産及び債務の取り扱いで既にご確認いただきましたように、公の施設として新町に引き継ぐこととなります。公民館運営体制については、職員体制を3町掲載しております。ごらんのとおり3町に違いがございます。ここでの調整は、地域において社会教育を推進する上で公民館の運営体制等については、公民館を地域における学習交流の拠点として地域に根差した活動が一層展開できるよう新町において統一するという案でございます。

続いて、公民館運営審議会については、世羅町にありますが、これについては社会教育法の改正により公民館に公民館運営審議会を置くことができるという、公用できる規定となっており、社会教育委員会において公民館活動等も含め社会教育全般について総合的に審議していただくことから、ここでの調整は公民館運営審議会については合併時に廃止するという、こういう案でございます。

続いて、資料45ページから48ページまでは公民館関係事業を掲載しております。

45ページは社会教育講座事業、46ページは公民館教室講座を、47ページから48ページまでは各種事業を掲載しております。ごらんのとおり3町とも公民館事業を現在行っており、ここでの調整は公民館事業については現行のとおり新町に引き継ぐ、内容等については効率よく実施するため、新町において調整するという案でございます。

続いて、49ページから50ページは、体育関係事業についての調整内容でございます。

す。

49ページをごらんください。

体育関係事業については各町県民大会予選会を初め各種体育事業を行っております。ここでの調整は、体育関係事業については引き続き振興を図り効率的な運営が行われるよう新町において調整するという案でございます。

続いて、50ページをごらんください。

体育指導委員については、定数、現数、任期で掲載しております。スポーツ振興法第19条の規定に基づき体育指導員を設置しておりますが、ごらんのとおり3町に違いがございます。ここでの調整は、体育指導員については新町において新たに設置するという案でございます。

続いて、スポーツ振興審議会については、スポーツ振興法第18条に基づき甲山町、世羅町に設置してありますが、世羅西町にはございません。ここでの調整は、スポーツ振興審議会についてはスポーツ振興を図る上でスポーツ振興に関しご審議いただくことが重要であることから、新町において新たに設置するという案でございます。

続いて、51ページは、文化、図書館についての調整内容でございます。文化財については、国指定、県指定、町指定のものを件数で掲載しております。ごらんのようになくさんの文化財がございます。ここでの調整は、これら指定文化財については現行のとおりの新町に引き継ぐという案でございます。続いて、文化財保護委員会については、文化財の指定、保護及び活用に関し意見具申や調査研究をいただいております。3町でございます。ここでの調整は、文化財保護委員会については新町において新たに設置するという案でございます。

続いて、図書館については、設置年、蔵書数などを掲載しております。利用時間、休館日に違いがございます。ここでの調整は、現在ある3町の図書館の蔵書の適正配置や利用時間など図書館の運営等については住民の利便性を考慮し、新町において調整するという案でございます。

以上で提案説明を終わります。

○上本会長 以上が協議第54号の説明でございます。このことについて質問がありますか。

黒木委員。

○黒木委員 2番の公民館についてでございますが、2番の2番、公民館運営審議会につ

いては合併時に廃止するというふうなお話でございましたが、おっしゃるとおりこれは必置条件でないで任意に設置するという事なんですが、今現在世羅町へできて、それからスポーツ振興審議会、これもおっしゃるとおり任意設置なんですよ。それから、文化財保護委員会、これも市町村の場合任意設置なんです。この3つとも任意設置であって、それぞれ重要な役割を果たすのに、公民館の運営審議会だけはどのようにして廃止するんでしょう。あ、今日は質問はいけんのでした。意見は。どうして廃止、先ほどおっしゃった理由はちょっとよくわからないんですがね、この3つとも重要なんで。特に公民館のあり方等については、非常に現行の形態も違いますし、それから各官庁が運営審議会へ諮問をするという、この社会教育法の29条に規定してあることは非常に重要なことだと思うんですけども、なぜここだけ廃止するのか、ちょっと理由がよくわかりかねるんですが。

○上本会長 久保社会教育課長。

○久保社会教育課長 お答えをいたしたいと思います。

教育文化部の社会教育幹事の久保と申します。

先ほどの公民館運営審議会をなぜ廃止するのかということですが、社会教育法で設置義務がなくなったということですが、その後の対応にいたしましてはそれぞれ公民館運営協議会とか委員会、それは各公民館で設置していただけるものというふうに思っておりますが、総枠の大きな部分、公民館の運営審議に当たる部分、これにつきましては社会教育委員さんを新しく設置するという事で、この社会教育委員さんの会議の場でこの公民館の運営も預かっていただくことができるというふうに考えておまして、以前も社会教育委員、それから公民館運営審議会の委員さん、それぞれ同じ方々が兼ねられておるとい状況もございましたので、そのような形で進めたいという考え方のもとに廃止をしたいというふうに思っております。

○上本会長 他に質問がございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 済みません。社会教育委員さんのところの、ほかにもあるんですけども、解決策としては新町においては新たに設置する、新町において新たに設置することになっておりますけれども、人数がそれぞれ3町あるわけですけども、新しい町になられたときには人数というのは何か根拠になる規定、これだけは置かにかいけんよという数字があるんですか。

○久保社会教育課長 お答えをしたいというふうに思いますが、ちょっと根拠になる規定

というのはちょっとないというふうに思っています。

○鈴木委員 それでは、新しく作られる場合には、設置される場合には、例えば足せば40になるんです、40、単純に足せば。3町足せば40名の方がおられるわけですけども、当然それは以内というふうに理解してよろしいですか。

○上本会長 久保社会教育課長。

○久保社会教育課長 お答えをいたします。

トータルで40名になるわけですが、全部の委員さんを、現在おられる委員さんをそのまま数だけ移行するというふうなことではなくて、新たに人口対比、それから地域性、そういったいろんな形の中で人数が制定をされてこようというふうに思っております。

○上本会長 よろしいですか。

豊田委員。

○豊田委員 44ページで、公民館の運営体制ですが、学習交流の拠点として地域の皆さんが一層展開できるように統一するということですが、甲山町の場合は職員が1名もいないわけですが、この文面を理解すれば職員も張りつけて今以上にやるというように受け取りたいのですが、その確認はどんなでしょうか。

そして、もしそうなった場合、一層その活動が展開できるということですが、現状よりどういう面が活発になるのか、全般的な面から言って、甲山町は職員がいないという点、もう一つは全体的に一層活発になるというのはどういうところを主に指して言えるのですか。

○上本会長 今田副幹事長。

○今田副幹事長 豊田委員さんの方からご質問のありました公民館の体制、特に今回提案を申し上げておるのが人的体制につきましては、現在新町の組織という分野で検討しております。ご質問がありましたように、そうしたことも考慮しながら進めておりますけれども、3町それぞれ変わった体制で公民館の運営をしておりますので、もうしばらく新町の組織とあわせて検討して提案を申し上げたいというふうに考えております。

○上本会長 他に質問がございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ないようですから、協議第54号の社会教育関係の取扱いについては、次回の協議会で協議決定をしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは次に、提案事項協議第55号地域活動等の取扱いについて、事務局より説明いたします。

○山口事務局長 資料52ページをお開きください。

協議第55号地域活動等の取扱いについて。

地域活動等の取扱いについて提案する。平成15年8月25日提出。世羅郡三町合併協議会会長上本仁志。

地域活動等の取扱いについて。

地域活動等については、新町において住民自治活動が円滑に推進できるよう次のとおり支援する。

1、文書配布組織については、現行のとおり新町に引き継ぐ。また、文書配布に関する手当については、合併年度は現行のとおり新町に引き継ぎ、合併翌年度から甲山町の例を基本に統一する。

2、地区コミュニティ補助金及び振興区活動補助金については、合併年度は現行のとおり新町に引き継ぎ、合併翌年度から世羅西町の例を基本に地域活動助成金として再編整備する。また、地域活動に関する手当については、合併年度は現行のとおり新町に引き継ぎ、合併翌年度から世羅西町の例を基本に統一する。

3、ごみ奨励金、下排水路の掃除補助金及びふるさとづくり補助金については、合併年度は現行のとおり新町に引き継ぎ、合併翌年度から地域活動助成金として再編整備し、合併年度末をもって廃止する。

4、コミュニティ推進協議連絡会補助金及びコミュニティづくり推進協議会補助金については、合併年度は現行のとおり新町に引き継ぎ、合併翌年度から甲山町の例を基本に統一する。

5、コミュニティ施設整備補助金及び地域集会施設整備補助金については、合併年度は現行のとおり新町に引き継ぎ、合併翌年度から世羅町の例を基本に統一する。

6、地域づくり補助金については、合併年度は現行のとおり新町に引き継ぎ、合併翌年度から世羅西町の例を参考に統一するという提案でございます。

54ページは文書配布及び手当に関する調整内容でございます。

文書配布組織としては、甲山町は隣組における月番187組、世羅町は行政区202区、世羅西町は振興区60区がございまして、それぞれ自治組織ができており、この組織にお願いし行政関係の文書配布をお願いしているところであります。1行政区当たりの世

帯数については、最小、最大、平均で掲載しておりますのでごらんいただきたいと思います。ここでの調整は、従来からある住民自治組織として組織されていることから、文書配布組織については現行のとおり新町に引き継ぐという案でございます。

続いて、区長及び月番などへの手当については、甲山町、世羅町においては行政の文書配布をいただくことから、月番、区長謝金として文書配布手当を報償費として支出しております。世羅西町は文書配布手当や地域活動に関する手当、これは振興区内の行政的な諸活動の協議や調整などの取りまとめの意義を持っており、振興区長手当として委託料で支出をされております。甲山町、世羅町にはこの地域活動に関する手当はございません。このように、3町に違いがございます。

3町の支払い金額はごらんのとおりです。ここでの調整は、文書配布に関する手当については、合併年度は現行のとおり新町に引き継ぎ、合併翌年度から甲山町の例を基本に統一するという案でございます。

地域活動に関する手当については、合併年度は現行のとおり新町に引き継ぎ、合併翌年度から行政的な諸活動の取りまとめ手当としている世羅西町の例を基本に統一するという、こういう案でございます。支払い金額については、平成15年度予算で掲載をしております。

行政配布物の配布方法については、甲山町では月番を通じて配布しており、世羅町は区長などを通じて配布、世羅西町も同じように配布していただいておりますが、年間通じて同じ人をお願いしているというものでございます。

その他事項には、隣組や行政区、振興区に加入していない方が各町これだけおられるということでもあります。

55ページから57ページは、地域活動各種助成の調整内容でございます。ここでの調整は、3町がそれぞれ地域活動に対して同様の目的を持ってそれぞれの助成事業を新町においてどう取り扱うかということで調整をしております。

55ページをごらんください。

甲山町において地区コミュニティ補助金、世羅西町に振興区活動補助金がございます。地区コミュニティ補助金については、大字単位にある11のコミュニティ組織に交付がされております。振興区活動補助金は、振興区内の生涯学習活動やコミュニティ活動などの経費を一部補助することにより振興区活動の活性化を図る目的で交付がされております。ここでの調整は、合併翌年度は現行のとおり新町に引き継ぎ、合併翌年度から世羅西町の

例を基本に地域活動助成金として再編整備するという案でございます。

続いて、ごみ奨励金、下排水路の掃除補助、ふるさとづくり補助金でございますが、ごみ奨励金については、甲山町においてごみの分別収集に伴うステーション設置をいただいた隣組に対して奨励金を交付されているものであります。

下排水路の掃除補助は、世羅町内で6地域の行政区において共同で下排水路の掃除をされることに對し補助されております。

ふるさとづくり補助金については、世羅西町において振興区に対して花木植栽事業などを実施されているところに交付されております。ここでの調整は、合併年度は現行のとおり新町に引き継ぎ、合併翌年度から地域活動助成金として再編整備することから、合併年度末をもって廃止するという案でございます。

続いて、56ページをごらんください。

甲山町にコミュニティ推進協議会連絡会補助金が、世羅西町にコミュニティづくり推進協議会補助金がございます。それぞれの補助金は、町単位において連絡調整をいただく組織に対して補助しているものでございます。ここでの調整は、合併年度は現行のとおり新町に引き継ぎ、合併翌年度から甲山町の例を基本に統一するという案でございます。

続いて、世羅町にコミュニティ施設整備補助金がございます。この補助金は、行政区から大字単位までの範囲においてそこに記載されております内容により施設整備をされる場合、補助金を交付しているというものでございます。世羅西町の地域集会施設整備補助金については、振興区単位で施設整備される場合、補助金を交付しているものでございます。ここでの調整は、合併年度は現行のとおり新町に引き継ぎ、合併翌年度から内容の充実をしている世羅町の例を基本に統一するという案でございます。

続いて、57ページをごらんください。

世羅西町に地域づくり補助金がございます。公民館活動等を通じて地域の活性化を図ることを目的に現在1地区50万円が交付されております。この地域づくり補助金については、公民館単位で組織されている自治組織に対して交付条件や補助金額などを調整した上で交付することから、ここでの調整は合併年度は現行のとおり新町に引き継ぎ合併翌年度から世羅西町の例を参考に統一するという案でございます。

続いて、58ページをごらんください。

現在の3町の自治組織と先ほど説明しましたそれぞれの補助金などの交付先を記載しております。

続いて59ページをごらんください。

提案をいたしました内容による調整後のイメージ図として掲載をしております。このように新町においては3町に違いがございます。補助金などを整理して実施するという案でございます。この調整による影響額は、約840万円となっております。ただし、この影響額には地域づくり補助金分は含んでおりません。

以上で提案説明を終わります。

○上本会長 以上が協議第55号の説明でございます。

このことにつきまして質問がありますか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 お疲れだろうと思いますので、じゃあまた次回でしっかりご協議いただきたいと思いますので、今回は質問をこれにさせていただきまして、次回協議会で協議決定をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは次に、提案事項最後でございますが、協議第56号新町建設計画（その1）について、事務局より説明いたします。

○山口事務局長 資料60ページをお開きください。

協議第56号新町建設計画（その1）について。

新町建設計画（その1）について提案する。平成15年8月25日提出。世羅郡三町合併協議会会長上本仁志。

新町建設計画（その1）について。

新町建設計画（素案）は別添のとおりとするというもので、提案でございます。別添といたしますのは、皆さんの一緒に入れてましたが、この素案というのがこれが別添でございます。

61ページをお開きください。

61ページ、62ページは、参考資料ということで新町建設計画策定に係る今後の協議予定について、まず61ページに掲載をしております。これは策定までのフローということで、本日の協議会で建設計画（素案）の提案をいたしまして、最後県知事協議の結果報告ということで最終的に新町の建設計画というものができ上がっていくわけですが、その流れをそこに書いております。素案と原案については協議会で協議・確認をいただくと、こういう手続となります。

策定までのスケジュールという2点目でございますが、ここを見させていただきますと、先ほどご確認いただきました9月9日に第12回の協議会で本日提案する素案の協議・確認をいただきたいということで、これは協議内容という例で出しております。そういった流れの中で、9月29日から10月8日、各町で住民説明会がされます。そして、それを受けて10月22日の協議会で原案の提案をしていくということで考えております。11月5日に一応第15回の協議会で原案の協議・確認をいただければ13日から25日に県知事への協議をしていくというスケジュールになろうかと思っております。11月26日が水曜日になるわけですが、ここで第16回の協議会で県知事への協議の結果報告をさせていただくと、このようなスケジュールを考えています。

それで、62ページを見たいわけですが、この新町建設計画等に関する住民説明会の実施ということで、これも参考資料としておつけをしております。目的というのは、新しいまちづくりに対する住民からの意見・要望を聴取し、今後提案予定の新町建設計画の原案に住民意見の反映を図るという、こういう大きな目的で説明会をしていくということと、あわせて確認済みの合併協定項目内容を中心に合併協議会の協議状況をこの順に説明会の中で説明をし、合併協議に対する住民の関心を高めていく、この大きな目的で各町が主催で実施をされます。

会場、日程のところでございますが、それぞれ甲山町、世羅町、世羅西町で場所、時間が設定されております。

大変申しわけございませんが、10月2日の津田公民館、世羅西町にありますが、これを津名公民館にご訂正をお願いいたします。大変申しわけございません。津名公民館に訂正をお願いいたします。

4番目の説明者としては、町長、助役、収入役、教育長、総務課長、企画担当課長等で、各町でそれぞれ調整をして住民説明会に出るということで、説明内容はそこに3点ほど上げておりますが、この素案、今回ご提案する素案なり合併協定項目の協議状況、合併協議に関する情報提供、こういったことで臨んでいくということで、この61ページ、62ページは参考資料ということでごらんいただきたいと思っております。

それでは、別添の新町建設計画（素案）の説明をさせていただきます。

この新町建設計画につきましては、第1回の合併協議会で既にご確認をいただいております新町建設計画の策定方針（案）というものに基づきまして、現在新町建設計画を策定をしているわけでございます。そこでも確認をいただいたわけですが、3町がこれま

でに策定した長期総合計画や任意協議会、世羅郡三町合併推進協議会で取りまとめをした世羅郡3町の将来構想検討報告書などを参考に策定をしているというものでございます。

そういったことで、素案を見ていただきたいと思います。まず表は人と自然が輝くまちづくりということで、これも将来構想検討報告書の方で一定の報告をさせていただいた中身と同じになっております。

1 ページ、2 ページは新町の将来構想を将来検討報告書に基づく内容を掲載をしております。ただ、見ていただきますと、まず1 ページが新町建設計画とはということで平成16年10月を合併を予定しているということで、本計画は平成17年度から平成26年度までの10年間を計画期間として定めますということの新町建設計画について記載をしております。新町の将来像は、これは将来構想検討報告書にありました人と自然が輝く町ということを将来像と位置づけて、それは下にありますように世羅郡3町の課題、これも将来構想の発展と報告書にありました中身です。それと3町の特徴、住民のニーズ、これもアンケート調査によってニーズをいただいております。こういったものから、人と自然がかがやく町という将来像に近づけていくということを1 ページに記載しております。

2 ページが人と自然が輝く町とはということで、それを文書化したものが右上に上げております。人と自然が輝く町とは、新町に生きる人が世羅台地の豊かな自然環境と共生しながら生き生きと輝いて働き学び安心して笑顔で暮らせる町のことでということで文書化をしているというのが右上です。

2 ページの真ん中に新町建設の基本方針と主要施策、ここで違うのが、将来構想検討報告書と違いますのが、一番下にあります新しい自治を推進するまちづくり、これを新しく加えております。その他については、新町将来構想検討報告書と同じでございます。

次が3 ページ、それら基本的な主要施策、基本方針なり主要施策について3 ページから7 ページまでを整理をしております。

まず3 ページですが、安心して住み続けられる健康福祉のまちづくりということで、緑の枠内に基づいた中身で整理をしております。主要施策には、高齢者福祉の充実が3 点上げております。主要施策は、高齢者福祉の充実ということで、3 点の施策を上げております。主要事業が、下にありますピンクの方で、その主要施策を実施する場合の主要事業としては、痴呆性高齢者向けグループホーム整備事業とか高齢者向け有料賃貸住宅整備事業というような形で各項目ごと整理をしているので、ごらんいただきたいというふうに思います。ここの主要施策の障害者福祉の充実については2 件施策を設けております。子育て

支援の充実が2点にまとめて施策をしております。医療対策の充実が2点にまとめて施策をしております。健康増進に関しての充実も2点にまとめて整理をしているところがございます。

4ページが、産業が元気なまちづくりということで、これも新町将来構想検討報告書に基づく内容で、緑の枠内は整理を文書化をしております。主要施策としては、農林業の振興ということで5点ほど施策を設けております。その主要事業としては、下を見ていただくと3点ほどの主要事業で掲載をしているということでございます。商工業の振興が2点の施策、観光の振興が3点の施策、ごらんいただきたいと思います。

次が5ページ、豊かな心をはぐくむ教育文化のまちづくりで整理をしております。このところも将来構想検討報告書に基づき整理をさせていただいております。主要施策としては、学校教育の充実が2点ほど施策を出しております。主要事業は1点でございます。社会教育、生涯学習の充実が2点、スポーツ、レクリエーションの振興が2点、人権教育の推進が1点、男女共同参画社会の形成、歴史文化保存の継承、青少年健全育成という形でそれぞれ主要施策を整理をしております。

6ページが快適で安全なまちづくりということで、主要施策として道路網の整備が3点、裏にありますように、裏といいますか7ページですが、7ページに主要事業を掲載をしております。公共交通体系の整備が2点の施策にまとめております。上水道の整備が3点、市街地の活性が2点、環境保全、循環型社会の構築ということで2点、防災救急体制の強化が2点、交通安全、防犯対策の強化が2点、住環境の整備が2点、情報通信基盤の整備が2点ということで、それぞれそれに関連する主要事業ということで7ページの上の段に掲載をしております。

新しい自治を推進するまちづくり、これは将来構想検討報告書にございませんでした。これは新しく新町建設計画の中に加えております。行政の情報システム化を推進し、各種申請手続業務の電子化、簡素化による行政サービスの向上と効率的な行政を推進します。また、行政情報の公開や双方向のコミュニケーションの確立に努めるとともに、住民自治組織への支援と連携を図り、住民と行政が一体となった新しいまちづくりを推進しますという、こういうこととなっております。主要施策としては、住民主体のまちづくりで、住民自治組織への支援による住民主体のまちづくりの推進ということで、主要事業は住民自治組織支援事業とまちづくり振興基金設置事業を主要事業として提案をしております。

行政情報化の推進というのは、効率的な行政を推進するための行政事務の情報システム

化、インターネットなどを有効に活用した行政情報の積極的な発信ということで、地域でやっていただくことと行政がサイドでやることに分けて主要事業についても整理をしておるところでございます。

上の、情報通信基盤というのが上の右側にありますけども、それとここにある行政情報化の推進というのは、こちらは行政情報化ということで行政サイドの情報化の推進ということでご理解をいただければというふうに思います。

以上で提案説明を終わります。

○上本会長 以上が協議第56号の説明でございますが、時間も経過してございますので、お疲れであろうと思います。質問もあわせて次回というように思いますが、この際どうしても質問とかあれば承りますがいかがでしょうか。いいですか。

黒木委員。

○黒木委員 この4ページでございますけど、6次産業という言葉ですね。これは私ども世羅郡におる者はよくわかるんですけども、6次産業っていうのはいわゆる造語、作った言葉だろうと思うんです。ですから、ここへ通用するようなときには6次産業でなくて何か、いわゆるとかという言葉がつかないと対外的にどうなのかなあと、こういうふうに思うんですが。6次産業という産業があるわけじゃないんで、1次と2次と3次を足すのか掛けるのかで作った言葉だろうと思いますので、こういうところを何か、ざっと見たところではそんな感じがしたんですが。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 黒木委員のご質問にお答えをいたします。

この6次産業というのは、1次、2次、3次あわせて6次ということで、1次から3次までを1つにして産業としてやりましょうということで6次産業という言葉として公文書等でもそういった形で通知が来ておりますし、ここであえて新しく素案の段階で造語として作ったものじゃなくて、6次産業ということであります。

以上です。

○上本会長 寺田委員。

○寺田委員 3点ばかりお尋ねをします。

住民説明会の実施についての項で住民の意見を反映するというのがあるんですが、もちろんだろうと思うんですが、この建設計画の素案の変更も含めてのことかどうかということが第1点。

それから、この建設計画の中身についてちょっと私気にかかるんですが、向こう10年間のこの計画の中で、どういうんですか、私が残念に思いますのは、世羅郡3町の課題にもなっております少子・高齢化、高齢化はますます10年後には進んできとると思うんです。そういった中で特養なり中間施設なりそういった施設にかわるものができるんかもわからんと思うんですが、よくわからん言葉もこの中へ入っておるんですが、こういったことも必要じゃないかというように思います。そこらの考え方、それが第2点目です。

3点目は、行政はえてして事業についての説明といいますか、このことについてはもう住民の方へよく説明をされて理解もいただいておりますというように私は思うんです。しかし、昨今の地方財政、国を含めてですが、財政状況というのは大変厳しいものがあると私は理解しておるんです。もっともっと危機意識、危機感を持って行政運営に当たっていただかなくてはいけないんじゃないかと、たちまち合併年度が来年4月から合併年度に入るわけです。合併は10月1日からでしょうけれども、そこらの財政的な対応をどのようにされて基金はどのようになって、13年度末については40億円程度の基金があつて、これは使えない基金も含めてですが、起債残高は200億円余りということだろうと思ひますし、7月ごろだったですかね、事務局の方から送っていただいた合併だよりを見ますと3町の歳入等についても懇々と書いてあります。これを見ますと、どこの3町も3割以上が借金と基金の取り崩しです。基金がないなったら取り崩す金はなくなるわけです。そこで合併特例債というのが出てくるんだらうと思うんですが、そういった厳しい財政状況にあるということを私は述べたいわけです。と同時に新町になってうまいこと転げていくようなところのまとめといいますか、打ち合わせといいますか、そういったことも必要なんじゃないかというようなことを思います。

皆さんご承知だらうと思うんですが、特に8月1日ごろの新聞記事ごらんになった方があろうかと思ひます。広島市がそうだから世羅町がそうだという意味で言っておるのではありません。広島市が7月31日に新聞紙上へ発表しております内容をちょっと言ひますと、2005年度に広島市は中期財政計画見通しの中で2005年度に再建団体に転落すると、こうなつとるんですよ。ほいで、このことは広島市に限らず全国市町村どこも同じ、どういうんですか、厳しい財政の中で綱渡りをされておるという現実があろうかと思ひます。そういう意味で、この建設計画素案を住民へ説明をされるときに歳入の面といひますか台所事情の説明が落ちとるんじゃないかというように私は思ひます。そのことも含めて住民へしっかりと説明をして理解を得ていくということも私は必要じゃないか

と、これをやります、あれをやりますというのもいいでしょうけども、やっぱりこのことを、懐状態を示すことによって要望を押さえる効果があつてはいけんのんですが、そういった現状に地方自治体はあるんだということの理解を得るということが必要ではないかというように私は思います。

以上3点についてお願いやら質問やらさせていただきました。ご回答をお願いします。

○上本会長 簡単をお願いします。

○山口事務局長 ご質問にお答えをいたします。

まず、1点目でございますが、この素案をもって意見・要望を聴取をして新町の建設計画の原案にどうなっているのかということでございますが、これにつきましては一応素案を持って当然出ていくわけでございますから、その変更については一定程度素案の段階で住民の方のご意見を聞く中で整理等もする中で、素案について肉づけをして新町建設計画の原案を作っていくという、こういう手続になります。今、7ページぐらいのこういう素案でございますが、実際新町建設計画につきましては30ページ前後のものに原案がなっていくということになるかと思えます。

それと、2点目の少子・高齢化等の問題も加えていくべきでないかという、こういうご質問でございましたが、これにつきましては3ページのところで一応そういった視点で子育て支援の充実とか高齢者福祉の充実、こういったところで加えていくということで考えておるところでございます。それと、財政のご質問がございましたが、新町建設計画の原案を策定するに当たりまして、財政計画というのはこれは当然明らかにしていくということがございます。したがって、現段階でその素案を作る段階でそれぞれ総務、企画、幹事会、こういった関係者の中で協議がされておるわけでございますが、財政的にはほぼ収支均衡がとれつつあるという状況で現在調整をしているというものでございますので、その個々個別の内容について事業ごとにお聞きをいただければその答えられる部分についてはご説明も当然していく必要があるかと思えますが、全体的な考え方としては、原案の際に財政計画を示す中でご協議いただきご理解いただきたいということで考えております。

以上です。

○上本会長 まだまだご質問はあるかと思いますが、皆さんいかがでしょうか。一応本日この程度にさせていただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

発言ですか。はい、お願いいたします。

○横山顧問　ここへあいさつをしてから口を開いたことないんですが、感想めいたことでよろしいでしょうか。今日はなごやかな雰囲気が始まったんですが、非常にポイントになる議論があったと思っております。個別の事業の問題がありましたが、やはりいろんな町の経緯があって事業が継続されて、それを統合していくということで非常に負担と給付の問題というのはやはりこれから大きく考えていかなきゃいけない問題ではないかということだろうと思います。それと、今日も建設計画へも新しい自治ということで住民主体のまちづくりという新しい項目が出ておりますけど、やはりこういうことというのは、やはり役所の仕事任せるということでなくて、住民自治組織と行政がどこまで連携してやっていくかという視点が必要だろうと思います。

それと、最後に私も是非これは言っておきたいと思ひまして、先ほどの個別の事業の問題いろいろありましたが、やはりしっかりした財政推計を、事務局の方で今おやりになっていると思ひますが、いずれにしても合併の特例債という10年間いろんな事業に充てられる総務省の事業、起債があるわけです。これもあくまでも借金なわけで、後々住民の皆さんが返していかなきゃいけないお金です。したがいまして、今日寺田委員が最後におっしゃいましたことを私も何とか言いたいなあと思ひてちょっと感想めいたことを申し上げてるんですが、しっかりした財政推計を事務局の方でこれから図っていただけると思ひますし、余りいろんな事業が恐らく要望として住民から出てくるでしょうし、やはりプライオリティーをつけて、優先順位をつけてやっていかざるを得ないというようなことが当然こういう場で議論されると思ひます。来年10月には約2万人の人が箱船に乗ってスタートするわけですから、その議論をしっかり今回、特に建設計画の町内への説明が進められるということでもありますので、本来は会長から意見を求められて発言すべき立場なんですが、今日はあえて最後に非常にいろんな有意義な議論があったということを含めまして是非これからもそこらあたりを支点にした議論をお願いしたいということで、感想めいた話になりますが一言申し上げさせていただきました。済みません。

○上本会長　ありがとうございます。

それでは、先ほどの協議第56号の新町建設計画（その1）につきましては、次回協議会で決定をしていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

まことに長時間にわたりまして慎重にご審議いただきましてまことにありがとうございます。広範な行政分野の協議事項でございますので、確認作業には時間もだんだん経過必要でございますし、審議の内容もより充実してきておるところでございます。これから

も引き続き皆さんの実のあるご審議をいただきまして、的確に確認作業を進めていきたいというふうに考えておりますので、格別のお力添えをいただきますよう重ねてお願い申し上げ、本日の会議を閉会させていただきます。ありがとうございました。

所長さん、ありがとうございました。

午後 7時10分閉会

本会議録は、世羅郡三町合併協議会の 黒木 武彦委員、後藤 審三郎委員、奥田 正和委員により内容が確認され署名を頂いております。